

令和2年定例第3回市議会会議録(第2日)

令和2年9月8日午前9時30分定例第3回市議会をみやま市役所議場に招集した。

1. 応招議員は次のとおりである。

1番	河野	一仁	9番	上津原	博
2番	森	弘子	10番	瀬口	健
3番	村上	義徳	11番	壇	康夫
4番	奥	由美子	12番	中尾	眞智子
5番	吉原	政宏	13番	中島	一博
6番	末吉	達二郎	14番	宮本	五市
7番	古賀	義教	15番	牛嶋	利三
8番	前原	武美	16番	荒巻	隆伸

2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	田中裕樹	係長	宋由美子
参与	馬場洋輝	書記	大木新介

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	松嶋盛人	子ども子育て課長	中村栄志
副市長	宮寄敬介	契約検査課長	吉開勝
教育長	待鳥博人	建設課長	城戸邦宏
総務部長	西山俊英	都市計画課長	松尾秀勝
市民部長 兼市民課長	吉開照修	消防本部総務課長	宮本一久
環境経済部長	坂田良二	消防署長兼消防 本部警防課長	金子隆
建設都市部長	富重巧齊	財政課長補佐 兼財政係長	松尾郁代
教育部長	野田圭一郎	税務課長補佐兼 資産税係長	河野浩士
消防長	北嶋俊治	企画振興課長補佐 兼企画・地方創生係 企画担当係長	村越公貞
財政課長	大坪康春	税務課収納係長	池田慎一郎
企画振興課長	木村勝幸	税務課市民税係長	野田英一
税務課長	盛田勝徳	建設課道路係長	小川仁
エネルギー政策課長	古田稔	子ども子育て課 長補佐兼子育て 世代包括支援セ ンター担当係長	川口知子
商工観光課長	猿本邦博	子ども子育て課 子ども子育て世 代包括支援セン ター係庶務相談 担当係長	高岡典代
秘書広報課長	久保井千代	総務課庶務法制係 庶務担当係長	山下昭文
学校教育課長	藤吉裕治	契約検査課契約 検査係長	三小田良輔
指導室長	上田理彰	建設課水路係長	益田貴光
社会教育課長	山田利長	企画振興課企画 ・地方創生係地 方創生担当係長	堤哲志

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（1日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席 番号	氏 名	
1	6	末 吉 達二郎	1. コロナ禍に伴う今後の財政状況について
2	13	中 島 一 博	1. 市長のまちづくりの姿勢について
3	15	牛 嶋 利 三	1. 児童虐待について 2. 第3セクターみやまスマートエネルギー(株)の現状 と今後について 3. 清水山公園全体の管理、整備、運営
4	5	吉 原 政 宏	1. より災害に強いまちづくりを
5	7	古 賀 義 教	1. 人口減少対策に向けた定住化対策の促進について 2. 水防活動及び防災対策の強化について

午前9時30分 開議

○議長（荒巻隆伸君）

皆さんおはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（荒巻隆伸君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

具体的事項が複数ある場合でも、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いをいたしておきます。

また、会議規則第62条に基づき、市の一般事務の範囲外にわたる質問や通告をしていない質問がないよう、通告書に沿って質問を行ってください。

なお、会議規則第55条の規定により、発言は全て簡明にされるようお願いをいたします。

執行部につきましても、簡明な答弁をお願いいたしておきます。

それでは、順番に発言を許します。まず、6番末吉達二郎君、よろしく申し上げます。

○6番（末吉達二郎君）（登壇）

皆さんおはようございます。6番議員末吉です。年中途であります。本年は新型コロナウイルス感染症、豪雨被害、未曾有の台風、昨日ですね、市民によって受難の年となっております。感染症に罹患された方、自然災害により被害を受けられた方に心よりお見舞い申し上げます。議員である私はもちろんのこと、執行部におきましても、市民に寄り添う形で市政を行われるようお願いいたします。

それでは、議長の許可がありましたので一般質問を行います。

先ほど冒頭に話しました新型コロナウイルス感染症については、市長を先頭に職員一同で施策を練られ、今回の補正予算を含め、本市支援策として第6弾の施策が講じられています。市民は一定の評価をしていると思います。

また、災害については、閣議決定で激甚災害の指定を受けています。コロナ禍の対策費については、国からの地方臨時交付金、災害については、激甚災害の指定により補助率のアップとなり市の財政負担は大幅に軽減されます。しかしながら、執行部の方も理解されていると思いますが、国の交付金等は赤字国債の発行を財源としているものであり、借金がいつまでも続くものではないと思います。今後、国の助成が薄くなった場合、市独自の施策を行うに当たっては、市の財政状況がどうであるかについて、今、十分検証しておくことが必要と思います。

そこで、事項1、自前で稼ぐふるさと納税について、事項2、財政の硬直化をはかる一つの指標である経常収支比率等について、事項3、コロナ禍による税収見込みについて質問します。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めましておはようございます。新型コロナウイルス感染症に係る医療従事者の皆様方、本当に献身的に携わっていただいておりますことを深く深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

また、おととい、昨日と台風10号が北上し、本市も暴風圏内に入りました。今のところ、

大きな被害は本市におきましては上がっておりませんが、今、まだ調査を進めておるところでもございますので、どうぞよろしく申し上げます。

また、この台風10号に際しまして、被災されました方々に対しまして、心よりお見舞い申し上げます。

さて、末吉議員さんの質問にお答えをしてまいります。

まず、コロナ禍に伴う今後の財政状況についての御質問についてお答えいたします。

まず1点目のふるさと納税についてでございますが、初めに、昨年度のふるさと寄附金の状況について御説明いたします。

昨年度は、ふるさと納税ポータルサイトのリニューアルに加え、博多和牛やみやま米、タケノコやナスの加工品などを中心に、約60品目を返礼品に追加するなど、みやま応援寄附金制度の充実に努めてまいりました。その結果、寄附件数は1万3,857件で、前年比174.3%、寄附額は187,250千円で、前年比183.3%となり、件数、寄附額ともに前年度を大きく上回りました。

本年度は、さらにトウモロコシやからし明太子など約20品目を追加し、8月末現在の寄附件数は約7,600件で、対前年同月比703%、寄附額は約124,000千円で、対前年同月比830%となるなど、大幅に増加しております。

増加の要因としましては、現在約130品目の中から返礼品を選択でき、幅広い年齢層の寄附を獲得できていることや、みやま米の人気の高いため、常にポータルサイトのランキング上位に入っており、寄附者の目に留まりやすいことなどが考えられます。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、全国的にステイホームが求められ、家庭での食事が増えたことで、米や野菜など、日常的に家庭で使われる食材が人気となったことも要因の一つではないかと分析しております。

今後の展開といたしましては、本市にはまだたくさんの魅力的な特産品、加工品等がございますので、さらなる返礼品の開拓に努めてまいります。

また、これまでの寄附者に対し、最新の返礼品情報の提供や、寄附金の活用実績の紹介など、本市へのリピート率の向上を図ってまいります。

ふるさと寄附金は、本市の貴重な一般財源でございます。今後も寄附額の増加に向け、創意工夫によりふるさと納税の取組を推進していく所存でございます。

次に、2点目の経常収支比率等についてでございますが、様々な財政指標がある中で、経

常収支比率は財政の硬直化を表す重要な指標の一つであり、市税や普通交付税といった毎年経常的に入ってくる収入に対して、人件費、扶助費、公債費といった毎年経常的に出る支出の割合を示すものでございまして、数値が高いほど財政構造に弾力性がないこととなります。

本市の経常収支比率は、合併時の平成19年度が91.2%であり、平成25年度において82.2%まで改善しましたが、その後、年々数値が悪化しており、議員御指摘のとおり、平成30年度で91.4%、令和元年度で93.7%となっております。

経常収支比率を改善する方法は、市税などの経常的な収入を増やすか、あるいは義務的経費などの経常的な経費を減らすこと以外に方法はございません。令和2年度の状況は、新型コロナウイルス感染症対策による徴収猶予制度などの影響により、市税が増収となることは難しい状況であり、また、普通交付税におきましても、事業補正分は増加するものの、合併算定替の段階的縮減の影響により厳しい状況であります。

一方、歳出においては、財源なくして政策なしとした考えの下で、当初予算において枠配分方式を行い、経費の縮減を図ってきておりますが、桜舞館小学校建設事業の元金償還が始まることから、公債費が増加しており、大幅に改善することは難しい状況です。

このような状況を勘案しますと、令和2年度以降においても、経常収支比率は悪化する可能性が高いと考えられ、厳しい財政運営となることが予想されますが、健全化判断比率やその他の財政指標なども含め、総合的な財政状況をしっかりと把握した上で、第3次行政改革大綱に基づく歳入の確保や、さらなる経費節減等を行い、持続可能な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の税収についてでございますが、新型コロナウイルス感染症対策による税制措置につきましては、議員御指摘のとおり、市税等の徴収猶予制度、固定資産税の軽減措置、国民健康保険税の減免措置等により、税収に対して一定程度の影響があると思われま

既に御承知かとは思いますが、それぞれの適用内容と現状につきまして説明をさせていただきます。

まず、市税等の徴収猶予制度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月比でおおむね20%以上収入が減少した月がある場合、令和2年2月から令和3年1月までの納期月分の税金について、その納期限までに一括納付できないときは、無担保かつ延滞金なしで、最高1年間納期限を延ばすこと、いわゆる猶予を行うことで、令和2年度の税金を令和3年度に納付することができる制度でございます。ただし、税額が減少するとい

うことはございません。

8月末までの申請状況につきましては、市県民税が10期分で201,100円、固定資産税が8期分で24,700,400円、国民健康保険税が3期分で80,700円の申請がなされており、合計で24,982,200円が減収見込みでございます。

金額が多い固定資産税においては、12月が第3期の納期月となりますので、同様の状況であれば、さらに12,000千円ほど減収額が増加する見込みでございます。

なお、この市税等の減収に対応するために地方財政法が改正され、地方債の特例措置が創設されております。

次に、固定資産税の軽減措置につきましては、資本金等が1億円以下かつ従業員が1,000人以下の中小事業者等が、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月から10月のうち、連続する3か月間の売上高が前年同期比30%以上減少した場合、令和3年度課税の固定資産税1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税相当額を、前年からの減少比率が30から50%の方においては2分の1、50%以上の方においては全額を軽減する制度でございます。

8月末までには申請実績はございませんが、申請期限が令和3年1月末までとなっておりますので、まだ、減収する減免額等の状況が見えない段階でございます。この制度に係る減収分につきましては、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金にて補填される見込みでございます。

最後に、国民健康保険税の減免措置につきましては、令和3年3月納期月までの国民健康保険税について、主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、または新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の年間収入が前年比30%以上減収する見込みの場合、その世帯の前年所得における該当者の減少所得に占める割合に相当する額の国民健康保険税を減免する制度でございます。

8月末までの申請状況につきましては、22件で5,354,300円の減免申請がっております。なお、申請期限は令和2年12月までとしておりますので、最終的には10,000千円程度の減免額になるのではないかと見込んでおります。この制度に係る減収分につきましては、令和2年度国民健康保険災害等臨時特例補助金等の新型コロナウイルス感染症対応分にて補填される見込みでございます。

以上が新型コロナウイルス感染症対策による市税等の減収状況でございますが、市税は市

の重要な自主財源でございます。市政運営のための財源確保に向け、収納率向上に努力してまいり所存でございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

詳しく答弁していただきまして、ありがとうございます。まず、具体的事項1としてふるさと納税、これについては、現状分析と今後の展開、市長が答弁されました。現状分析として、返礼品の商品の多様化ということは、これはもう去年から行われて、去年もすばらしい実績を残してあります。市長が答弁されたとおりです。本当にすごい伸び率をしております。

それと、これも去年と同じような要因かもしれませんが、みやま米の人気の高いため、ポータルサイトのランキング上位に入って寄附者の目に留まりやすいと、それだけ活躍しているということですよ。そういう状況で非常にいいことだと思います。

それと、3番目として、新型コロナウイルス感染症の影響でステイホームが求められる中、米、野菜など新鮮なもの、家庭で使われる食材が人気ではないかと答弁されました。私も全く同感です。

市長としては言いづらかったかもしれませんが、私は職員がみやま市を思いやる、この気概がこの結果になっておると思います。今後も職員の皆さん、一生懸命よろしくお願い致します。

今後の展開としては、寄附者に対して返礼品情報等の提供、寄附金の活用実績の紹介などにより本市へのリピート率の向上を図っていくと答弁がありました。全くそのとおりです。

そこで、ちょっと具体的にお尋ねいたしますが、令和2年の第1回定例会で私、質問したんですけど、市長のほうからこのふるさと納税について、新たな企画による寄附者との関係性の構築や、寄附者の本市へのリピート率の向上や新たな寄附者の増加対策が課題という答弁をされております。私も一定の案を提案しました。この担当の課はコロナ対策で本当に忙殺されていたと思いますけど、一生懸命されておることは分かっておりますけど、市長が言われたこと、私に聞いて言われたことについて、どういうふうなことを考えているか、まだされていなくてもいいですよ、考えているか、そういうところを教えてください。担当課でも結構ですから。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

おはようございます。それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

一つには、これまで本市にふるさと納税をしていただいた方に、最新の返礼品の情報とか、あるいはふるさと納税の具体的な使い道をお知らせするとか、あるいは今度7月にみやま市も豪雨災害で被害を受けました。そのときに災害支援寄附という形でふるさと納税を通じて返礼品のない寄附という形で寄附をいただいている分がございまして、そういった部分の報告なりお礼なり、そういったものを載せた時候の挨拶状みたいなやつをダイレクトメールで、過去、ふるさと納税をいただいた方にお送りすると、そういったことでリピート率の向上につなげていけたらなというふうに思っているのが一つでございます。

それから、2つ目でございますが、最近、自然災害、あるいは新型コロナ、そういったところで、先ほども少し申し上げましたが、返礼品なしでも地域を応援したいというところでふるさと納税の寄附をされているのが増えております。そういった中で、寄附金の使い道が非常に注目されているというか、そういったところに重きを置いて寄附をされている方が増えてきている、少し寄附者にも変化が生じてきているんじゃないかというふうに思っているところです。

そこで、ふるさと納税の具体的な使い道について、本市として市のホームページに掲載するとか、あるいは公式のSNSですね、LINE、フェイスブック、あるいはツイッター、こういったものを公式に持っておりますので、そういったものを積極的に活用しながら、寄附者とのつながりをつくっていくような取組をぜひやっていけたらというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

まさに今、企画振興課長が言われたように、市長も同じような気持ちだと思います。こういういわゆる新規開拓をするということの視点、それと、リピーターを増やすということで、特にうちの子も北海道にも1人おるんですけど、野菜をもらったと写真を送ってきました。

うまかよというようなことで、うんと宣伝してくれというようなことを言いましたけどですね。そういう新しいツールを使ってする、寄附をもらってありがとうというようなアピールをSNSとか、そういうことをするのは非常に有効だと思いますので、一生懸命そこら辺は、関係課含めて、いろんな資金を使ってあると思います。そういうところと協力してやっていただくように、くれぐれもお願いしておきます。当然されると思われますので、答弁要りませんので。

それと、いかにこのふるさと納税がみやま市の財政に寄与しているかというようなことで、数字的に見えるのが何かと思ひまして、合併算定替の廃止等によって普通交付税が減少する中で、ふるさと納税は貴重な財源と、普通交付税にはもう関係ないんですけど、普通交付税に対して何%ぐらい稼いでいるかという点を、数字で示すとなかなか理解もしやすいので、よろしくをお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

お答えいたします。

平成27年度まではふるさと納税の寄附自体が1億円を超えておりませんでしたので、普通交付税に対する割合は、もう1%に満たないというふうな状況でございました。平成28年度以降で申しますと、平成28年度がふるさと納税の寄附金が123,000千円で、普通交付税が5,697,000千円ですので約2.2%、平成29年度がふるさと納税の寄附が106,000千円、普通交付税が5,419,000千円ということで2%、平成30年度がふるさと納税寄附が102,000千円で、普通交付税が5,261,000千円ですので1.9%、そして、昨年度、大きく寄附のほうも伸びまして、187,000千円の寄附で普通交付税が5,170,000千円ですので、3.6%というふうな割合になるようでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

本当、ふるさと納税が財政に大きく寄与しているというのは、この数字なんかで見ても分かると思います。令和2年度の8月末現在で前年対比で税額で827%、これだけ伸びるとい

うのは、私、企画のほうから資料をもらっておりますけど、八女市でも373%ぐらいですよ。ほかのところをあんまり言うたらいかんけど、ほかのところは100%台です。その意味から行くと、これは8月末現在ですよ。123,846千円、当初予算で2億円を組んであったけど、私をはるかに、今から11月、12月、ここら辺でいつも多いから、大いに期待できると思っております。本当、財政課は企画に非常に感謝されとると思います。これはどこの課、どこの課ということじゃなくて、職員全体がセールスマンとして頑張っていってもらいたいと思っております。

ちなみに、今、総裁選があっておりますけど、今、優位と言われているのはある官房長官ですね。この方がこのふるさと納税を創設しているんですよ。だから、もしもそのうわさの方がなれば、これはもっと充実した内容に変わっていくだろうと思います。そういう意味でも、市を挙げて市長を先頭に努力されるようお願いいたします。ふるさと納税については、以上で終わります。

次に、具体的事項2の経常収支比率なんですけど、市長答弁で経常収支比率は財政の硬化を表す重要な指標の一つであり、数値が高いほど財政構造に弾力性がないこととなると答弁されました。この数値が平成26年より徐々に悪化し、平成30年度91.4%、令和元年度93.7%、令和2年もさらに悪化する可能性が強いというようなことが答弁されました。大幅に改善することは難しいが、歳入の確保、経費削減等で持続可能な財政運営を行うと答弁されました。まさにそのとおりであります。こういうところを重視しながらしていただきたいと思っております。頑張ってください。

そこで、実態を分析する意味で質問しますけど、今回、決算特別委員会もありますけど、令和元年度決算に基づくみやま市の健全化判断比率、資金不足比率の報告があり、監査委員は特に指摘する事項はないと意見が出されている。しかし、これはあくまでも令和元年度の決算時の判断であり、令和2年度以降、実施される施策に伴う要因に係る金額等を含み、予想される指標ではないと私は思っております。市は、主要事業における今後の償還推計を前年度出されました。令和5年度あたりから償還額が増えると思っております。今後これらの指標がどのような傾向になると判断し、留意すべき点があるか、市長の見解を求めます。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

おはようございます。末吉議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、1つ目の健全化判断比率及び資金不足比率の件でございます。

議員さん御指摘のとおり、こちらの判断比率につきましては、令和元年度決算時における比率でございまして、将来の事業分とか今後建設する分とかを含めた数値ではございません。令和元年度末、令和元年度における健全化判断比率、資金不足比率については、良好な数値というふうに判断をしておるところでございます。

それから、2つ目の主要事業の今後の償還推計ということで、これは昨年度の9月議会だったと思いますけれども、財政課のほうより資料を提出させていただいたかと思えます。その中では令和5年度あたりから公債費が増えてくるというシミュレーションをしておったかというふうに思っております。実際、建設のスケジュール等もありまして、今後、後ろにずれたりとかいうことがあるかと思えますけれども、やはり令和5年あたりから公債費が増えてくるんじゃないかというふうに判断をしておるところです。

財政状況、非常に厳しい状況になるかというふうに判断はしておりますけれども、先ほど市長答弁しましたとおり、第3次の行政改革大綱なり、そういったことで歳入の確保と歳出の縮減を今後も図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

令和元年度、非常にいいということは、もう素直に私も認めて、ただ、今後やっぱり地方公共団体も会社と同じです。経営していかにかいから、そういうところでトップの方たちはようっとそこを見られて、うまくやっていってもらわんと、最後は市民が困るので、そういうところを強調する意味でしました。解決策としては、市長が答弁されたとおり、第3次行政改革の着実な実行とか、効率的な市行政財政運営というようなことを進める必要があると、これは、前からいろいろこういう話をしとるけど、やっぱり大きな課題なんですよね。なかなか進まないということは私もよく分かるんですけど、いよいよある意味では待たなしになってきよる状況、他市も経常収支比率は悪くなつとるんですよ。そこを私も知っております。全体的に悪くなっているんですよ。ということは、国全体が悪くなっている、赤字国債でですね、そのときに我々の子孫にバトンタッチするときに、やっぱりここは何とかし

ていかないかんという気持ちを持って、ある意味で早う結果出しなさいとは言いませんけど、やっぱりそこら辺は結果が、市長も政治家ですから、結果が勝負になりますから、そういうところを含んでください。

それで、今の経常収支比率については終わりました、これも決算の中で記載されているんですが、令和元年度の実質収支は504,883千円の黒字と、普通会計の決算では、単年度収支は87,397千円の赤字ということで、黒字、赤字というような説明になっているんですけど、最後にまたということで書いてあるんで、なかなか市民は分かりにくいと思うんですね。だから、いい部分はいい、悪い部分は悪いということで知らせたほうがいいと思って聞くわけなんですけど、これについて説明をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

議員さんの質問にお答えいたします。

単年度収支ということかと思えます。説明としては、当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額というふうになっております。ちょっとなかなか言葉が財政的で非常に分かりにくいかと思えます。

令和元年度で申しますと、歳入の決算の中には前年度の繰越金といいますか、前年度の余ったお金が収入で入ってくることになります。正確な言い方かどうか分かりませんが、令和元年度だけの収入と、前年度からの黒字要素を除いた令和元年度だけの収入から、令和元年度だけの支出を差し引いた額が単年度収支ということになりますので、そちらが87,390千円赤字だったということでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

この財政、本当に難しくて、事前に大坪課長に聞いたんですけど、なかなか私が理解力がなくて分かりづらいんですけど、ただ、言えることは、単年度で見た場合、これは私も予算を組んだことありますけど、繰越金とかなんとか、そういうことを恒常的に入れて、歳入歳出合うようにして、絶対黒字が出るのがほとんどだろうと思います、一般会計はですね。だ

けど、今、財政課長が言ったように、その年だけのことで考えると、やっぱり赤が出てきたということで、この単年度収支、ここ数年はどうですか。単年度収支のここ数年の状況は、いつぐらいからなっておりますか。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

お答えします。

単年度収支だけの指標を見ますと、平成29年度は約32,450千円の黒字でございました。平成30年度は約20,190千円の赤字と、令和元年度は、先ほど申しましたように87,397千円の赤字であったということでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

これをもって、全部が悪いということは私も言いません。だけど、解消していかないといけないという課題は重くのしかかっていると思いますので、そこら辺を十分御理解していただきたいと思います。

そういう意味でいうと、この具体的事項1と関連はしますけど、どういうふうに健全化していくかということなんですけど、これ、市長としては、事務方でも結構ですから。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

なかなか財政状況が一気によくなるという手立ては、正直持ち合わせておりませんし、なかなかそうもならないかというふうに考えておるところです。今回の単年度収支が赤字という団体、実は全国的にも多うございまして、すぐ、市全体が赤字というわけではございません。ただし、先ほど市長も答弁しましたように、さらなるふるさと納税を含めた歳入の確保と歳出の縮減を今後も図っていく必要があるんじゃないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

あえてこれを聞いたのは、確かに言われるように、ここ最近、各基礎自治体、かなり厳しいんですよ。いろいろ読むと、平成の大合併がどうであったかというようなことも振り返られておるわけです。ここで基礎自治体の力が、ある意味弱ってきよるといような話もあって、それは学者さんの意見で、もう現に執行されよる皆さんとしては現実を捉えていかないかんということで、ここで大坪財政課長が貴重なことを、もう市長は言われました、ふるさと納税ですね、これは非常に財政に寄与しとると思います。今回、特にですね。前年度、令和元年度、令和2年度というのは、相当な金額が寄与すると、自主的に使われると、それについての今後の展開というのは、市長も木村課長のほうもしっかり答弁して、やっぱりアピールですね、そういうことをやっていかないといけないんですけど、これは具体的にこういうものをするんだと、行政改革の中でするんだといような、たしか行政改革大綱にも入っているだろうと思いますが、これはどちらの対応になるか分かりませんが、こういうものでちゃんと目指しているんだという意気込みを示してもらいたいんですけど。

○議長（荒巻隆伸君）

木村企画振興課長。

○企画振興課長（木村勝幸君）

行政改革大綱については、企画振興課のほうで所管しておりますので、私のほうでお答えします。

第3次行政改革大綱という言葉が出てきていますが、平成30年から令和4年までの5年間の大綱でございますが、この中にも歳入確保の取組として、ふるさと納税の推進というのは掲げております。ですので、それに基づいて寄附金の増を図っていくということで、先ほど市長答弁にもありましたとおり、創意工夫しながら取り組んでまいりたいというふうに思っております。

一応、行革大綱の目標としては、令和4年度で2億円の寄附というのが、その当時、目標として掲げていた数字でございます。ですので、大分近づいてきたかなというふうに思いますが、今後もしっかり取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

財政が悪い悪いということだけ一方的に言ったって、議員としても代案として、このふるさと納税を大きく伸ばしていきながら、ちりも積もれば山となるで、今、金額が7億円近くありますよね、相当な金額ですよ。特にここら辺は財政と企画がタイアップしながら、今後の方向性というものをきちっとつかんで、大幅なアップをしていただきたいと思います。

今も十分頑張っております。それも承知の上ですけど、本当、国も赤字国債を出して、いつかは解消回収されるんですよ。これも私も税務を長くしておりますから、所得税の税率が上がったりとか。だから、その点、十分頑張ってくださいよう市長にもお願いしたい、一言でいいです、やりましょうという。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

令和元年度の決算につきましては、決算数値や財政健全化を示す指標などを見れば、大きな問題はございませんでしたけれども、しかし、御指摘のように、経常収支比率は上昇しておりますし、総合市民センター、また、新ごみ処理施設などの大きな建設事業も手がけております。今後は決して楽な財政状況ではないと認識しております。ですが、しっかり取り組んでまいりたいと思っておりますし、やはり必要な事業でもございますので、しっかり取り組んでまいります。

また、併せまして災害復旧の経費、また、コロナ禍による税収の落ち込みも懸念されておられるわけではございますけれども、このような中、持続可能な財政運営を進めるに当たりまして、まず、先ほども財政課長も申し上げましたとおり、第3次行政改革大綱を着実に実施してまいります。

また、次に、国、県と連携を図りながら、国県補助金制度を積極的に活用し、また、本市の財政負担を緩和すること、そして、さらには災害関連経費等につきましては、特別交付税をしっかりと国に要望してまいりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

私、このふるさと納税頑張ってくれということをお願いしたんですけど、それは行革大綱に入っているから、それで進めるということに理解しました。

先ほど、市長が市民センターのことを言われましたけど、これはもう議会で議決して、今、建ててあるから、私の視点はいかにそれを媒体としてみやま市を繁栄させるかということについて、今回触れるつもりはなかったんですけど、ちょっと言われたので、そういう意味で本当、策を練って、すばらしい利用形態になるよう、これも市執行部の責任だと思いますから、頑張ってください。当初は私は私なりの判断で反対をずっとしましたけど、もう出来上がるんだから、議会で議決したから、だから、それについてはとやかく言うつもりは一切ありませんので、一生懸命頑張って有効な施設になるようにしていただきたいと思います。言うつもりはなかったけど、ちょっと内容を言われたからですね。

それで、次に、税金の問題ですね。

市長答弁で、市税についてはコロナ禍の対策として徴収猶予制度、減額制度、減免制度について詳しく答弁いただきました。徴収猶予額が約25,000千円程度かな、24,980千円とか、これもまだ変動の要因があるということに理解しております。まだ納期が来るからですね、そういう状況じゃないかと思いますが、やっぱりみやま市はそもそもが自主財源、これが少ないんですよね。そういう中で、国から補填があると言いながらも、私が一番心配しているのは、次に質問しますが、現実財政運営をどうやるのかと、そういうところもありますけど、コロナ禍による地域経済への打撃を伴う令和3年度の住民税の調定ですね、賦課徴収に大きな影響が出ると思います。

また、先ほど答弁にあったとおり、徴収猶予に係る令和3年度、2か年分を納税する住民が発生します。税務課の方は自主財源確保のため、住民に寄り添いながらも、適正、公平に職務を執行する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

吉開市民部長兼市民課長。

○市民部長兼市民課長（吉開照修君）

今、コロナ禍による税金の減少ということについて御質問をいただいております。

税金の確保につきましては、重要な自主財源の主たる財源ということで、その取組は大変

重要なものとなっております。

一方、コロナ禍による減収、収入が少なくなったという現実もございます。法律に基づいた適正、公平な対応と、それから、コロナで苦しんである市民の皆様への対応というところで、議員お話のとおり、市民の皆様の立場に寄り添って、そうした対応が必要と考えております。

また、具体的な対応につきましては税務課長に答弁させていただきますので、お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

盛田税務課長。

○税務課長（盛田勝徳君）

おはようございます。今、具体的な分につきましては、私のほうから説明させていただきます。

まず、議員の御指摘、誠にありがとうございます。コロナ感染症における令和3年度の住民税など、市税への影響につきましては、まだ具体的な状況は見ておりませんが、令和2年度に比べまして、収入や所得等の減少傾向が見受けられますので、その傾向につきましては、調定額自体にも影響しますので、必ずしも減少しないということではなくて、減少する方向で進めざるを得ないのではないかと考えております。

また、令和2年度の納税時期を令和3年度へ延長いたします納税猶予制度につきましては、特に収入や所得等に影響されない固定資産税につきましては、今年度分を来年度に延長した納期限につきましては、来年度、令和3年度の納期月と同じ月になります。同じような金額を2年分も納付するということになりまして、それぞれの納税負担については、かなり危惧されているという状況でございます。納期限を延長いたしました令和2年度の納税通知書等につきましては、決定通知をお送りするときに、それぞれ併せてお送りをしておりますが、企業関係等につきましては、財務関係等含めて納税計画等があるかと思われまじく、個人につきましては、そこら辺の状況等がちょっとよく分かりませんので、税務課といたしましても、納税猶予制度の申請終了後、または納期月前等につきましては、令和2年度分の税金の納税については令和3年度と時期が同じになりますが、できるだけ早めに納付いただくような御案内文書等を出していこうということで検討を進めている状況でございます。

市の重要な自主財源である市税につきましては、市政運営のためにできるだけ努力をしていきながら、徴収、収納率改善に向けて努力をしてまいるところでございます。よろしくお

願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

本当、最大限の努力をして、やっぱり2か年分を一緒に払わないといかんということになると、対象となる住民の方は大変ですよ。私も実際、若いとき徴収もしました。ない袖は振れんけんというようなことを言われると、情にほだされる場合もあります。実際、そういう方については、いろんな手当をしていかないかんと思いますけど、私もいわゆる悪質滞納者対応の経験、盛田課長とも一緒に仕事したことがあります。そういう部分については、厳正、公平な形で粛々とやっていかないかんと思いますので、その点、もうそういうのは十分部長も課長も御存じとは思いますが、念のためよろしく願いしておきます。

最後に、どっちの所管になるか分かりませんが、このコロナ禍によって、こういう国の制度設計の下でいろんな施策がなってきておりますよね。そういう影響の中で、令和2年度の当初予算割れというようなことも検討してないかもしれない検討をどういうふうに行うかと、いくよなところまで担当課等は、税務課職員の方、考えてやっていかないかんとは思います。そういう意味で、まだ決まっていない分もあると思います。市長のほうからの答弁の中でもいろんなことを言っていました。だけど、ここら辺、やっぱり予算割れすると大きいし、令和3年度も税がそのまま入ってくるかどうか分からない状況もあるので、そこら辺は税務課か、どちらのお答えになるか分かりませんが、答弁をお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

議員おっしゃるとおり、徴収猶予で次年度に延ばすということになると、令和3年度に、先ほど税務課長も申しましたとおり、二重というか、2倍の税を納めないかんということになるということで、市民の方、非常に負担が大きいかと思います。

ちょっと財政面のほうで考えますと、令和2年度に納付される収入が納付されないということになります。こちら、国のほうが決めておりました猶予制度でございまして、実は新たに令和2年度に猶予特例債という借金ができるという制度ができております。これは、徴収

を猶予するので、市のほうの税込、収入が落ちる分を借金できるということになっております。ただし、これはあくまでも猶予でございますので、借金はできますけれども、交付税措置等はありません。資金繰りの借金というような感じかというふうに思っております。

また、これ以外に、うちはあまり多くはないのでございますけれども、法人税の減収については、減収補填債と、以前からありましたけれども、減収補填債といったようなやつが発行できるようになっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

今の説明で、ちょっと私が理解不足ですけど、徴収猶予特例債が検討されておると、もう決まっているのかもしれないけど、徴収猶予によって今年度入らない財源について、それを補填しますよということで、だけど、それは来年入るわけですね、令和3年度。ということの絡みでいくと、これは普通交付税ではないと、だから、この来たお金ですね、徴収猶予によって今年度来るやないですか、これは来年度入ったときに返していかやんのか、それはそれで終わるのか、そこをちょっと教えてください。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

制度の設計は、詳細はまだ実は通知あっておりませんが、多分、来年收入が入ってきますので、あくまで1年だけ借金をすると、入ってきた来年度には全額返還するという形になろうかというふうに考えております。まだ詳細は決まっておらないみたいでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6 番末吉達二郎君。

○6 番（末吉達二郎君）

そのまま借金返さんでいいというたら、非常にみやま市も助かるけど、そういうわけには、国も金足らんごたるけんですね、当然、制度的には入ってきたら返してくれという制度になると思います。

あと一つは、減収補填債、これは福岡市あたりが、あそこは法人が多いから、法人割等で行くと相当な金額が、収入が入ってこないということで、大分前に減収補填債を発行すると、これは返さんでいい形で、70%やったかな、ちょっと私の記憶で、そういうことになるんですけど、みやま市で法人割とか、そこら辺は割と少ないと、対象となる税がですね、少ないと思いますけど、そうは言いながらも、やっぱり考えておかないかなのかなと思って、私の聞くところによると、結構徴収猶予とか、大手の事業所がしているというような、当然、個人情報ですから、そういうことは聞かれませんから、どことは私は分かりませんが、そういうことがあるんですけど、これについては、非常に心配しとるんですけど、今、何とも言われんと思うけど、どうでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

法人市民税については、ちょっと何ともまだ分からない部分が多うございます。実際、減収補填債という借金ができまして、国のほうが75%、あと面倒見るような制度になっております。こちらを借金するか、あるいは次年度以降に交付税で上乗せする制度も、もし借りない場合はですね、上乗せして3か年で分割してその減収分が入ってくると、どちらかの選択制という形になろうかと思っております。今のところ、ちょっと税収の状況が何とも言えないので、今後、税務課のほうとしっかり協議をしまして、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

それについても、みやま市にとって財政的に有利になるような形で検討していただきたいと思えます。

以上、3点聞きましたけど、特に私、令和3年度を心配しているんですよ。コロナ禍によってかなり倒産もあるけど、自主廃業というのも結構増えておるみたいなんですよ、倒産じゃなくて。そういうことから行くと、それには従業員がおります。住民税というものが絡んできます。そういう方たちが、いわゆる住民税は前年所得ですよ。だから、そこら辺

に相当来年度影響するので、当初予算の組み方というのも、また苦勞されると思います。そこら辺をよく理解はしておりますけど、そこら辺を含めて、財政の健全化という大きな命題もありますから、それについてしっかり頑張ってもらいたいと思います。

先ほど市長のほうから全体的なことをもう言われたから、大体最後は市長の答弁か誰かで終わらないかんけど、さっき言われましたからですね、二度聞くのもあれですので、一応最後聞かないかんで、一生懸命頑張りますという、もう具体的にはいいですよ、もう十分話されたから。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

繰り返しになりますけど、しっかり取り組んでまいりたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

6番末吉達二郎君。

○6番（末吉達二郎君）

以上で終わります。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさんでした。

ここで暫時休憩をいたします。10時45分から再開したいと思います。窓際の方、すみません、換気のために窓を開けていただけますか。よろしくお願ひします。

午前10時30分 休憩

午前10時45分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、休憩を閉じて会議を再開してまいります。

続けて一般質問を行ってまいります。

続いて、13番中島一博君、一般質問を行ってください。

○13番（中島一博君）（登壇）

皆さん、改めましておはようございます。13番議員の中島です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告した件につきまして質問させていただきます。

市長のまちづくりの姿勢について、4点伺います。

1点目は、人権問題の取組について伺います。

令和元年9月議会で、職員研修において差別文書を配布した件で私が質問し、指摘され発覚、市長はその問題点に気づかず、新聞記者などから指摘されるまで、「そんなふうに解釈されて残念です」と私を諭すように何度も繰り返すなど教育経験者とは思えない人権感覚は市民を失望させました。私が質問して初めて明らかになったことでもあり、私にもみやま市の人権問題については重い責任があると思っております。

市長は記者会見で謝罪した上で、今後は人権問題に積極的に取り組むと述べられました。それから1年になりますが、市長自ら実行した具体的な取組内容などを伺います。

2点目は、公職選挙法違反の疑いについて伺います。

今回の公職選挙法違反の疑いに対し、市長は容疑を認められました。市長は市民に対しどう説明責任を果たし、今後市政運営に当たっていかれるのか、伺います。

3点目は、みやまスマートエネルギー株式会社の現況と今後の政策について伺います。

みやまスマートエネルギー株式会社に関して、社長交代で一件落着と市長は思っているようですが、実はこれからの問題と思っております。みやまスマートエネルギー株式会社の現況と市長の今後の政策を伺います。

また、みやまスマートエネルギー株式会社の低圧・高圧契約件数の現在の増減についても伺います。

4点目は、選挙公約について伺います。

市長は、平成30年10月のみやま市長選挙でいろんな公約をされて当選されました。定住人口を増やす、子や孫が定住できるまちをつくる、加工食品企業などの誘致と同時に、女性や若者の働く場所の確保など公約しておられますが、市長になって2年間、実績になるものがあるなら、市長の見解を伺います。

以上4点、よろしく願いをいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

それでは、中島議員さんの市長のまちづくりの姿勢についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の人権問題の取組についてでございますが、私が昨年、市職員研修におきまして、人権上配慮に欠けた文書を資料として使用したことにより、市民の皆様にも多大なる御迷惑をおかけし、また、多くの皆様を深く傷つけてしまいましたことにつきましては、深く反省いたしております。

これを受けまして、この1年間の人権問題の取組を進めてまいりました。まず、部落差別をはじめ、障がい者差別、女性差別、外国人差別、いじめ等あらゆる差別を撤廃し、市民一人一人の参加による人権尊重都市の建設を目指して、みやま市部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃を目指す人権擁護条例を一部改正いたしました。市の責務を追加することにより、より実効性の高い内容になるよう改正いたしております。

次に、障がいのある人もない人も共に支え合う共生社会の実現を推進するため、差別感や不快感を持つ方々の心情に配慮し、障がいの「害」の字を平仮名で表記することに全庁的に取り組むため、「みやま市『障がい』の表記に関する指針」を定め、関係条例の改正を本会議にお願いいたしております。

また、他市に先駆けて「みやま市犯罪被害者等支援条例」を制定し、犯罪被害者やその家族の支援を総合的に推進し、犯罪被害者が受けられた被害の回復及び軽減を図ることといたしました。

さらに、現在、新型コロナウイルスに関連して、感染をされた方、医療関係者の皆様及び様々な現場で社会を支えていただいている皆様とその御家族に対しまして誹謗中傷や差別が起きることのないよう、広報やホームページにおいて市長メッセージで呼びかけるなど啓発を行っております。今後も引き続きあらゆる人権問題の解決と基本的人権の確立に向け取組を進めてまいります。

次に、2点目の公職選挙法違反の疑いについてでございますが、先日、私が公職選挙法違反の容疑で書類送検されました件に関しましては、公職の候補者として、公職選挙法に対する認識が不十分であり、市民の皆様にも大変御心配をおかけし、深く反省をいたしております。

私は、ただただ、市民の皆様へおわびを申し上げるしかなく、公職選挙法に抵触するおそれがあるとの御指摘を受けた際に、マスコミへの記者会見や広報等を通じておわびをさせていただきました。

今後は、検察庁からの処分を待つことになると思いますが、現段階ではその行方を見守りつつ、結果については真摯に受け止めさせていただきたいと考えております。

次に、3点目のみやまスマートエネルギー株式会社の現況と今後の政策についてでございますが、みやまスマートエネルギーは6月1日に新社長として横尾健一氏が就任し、新しい体制の下、現在運営されております。

令和2年6月における直営電力契約件数は3,874件でございます。内訳は、高圧が328件、低圧が3,546件となっており、昨年3月の実績と比較しますと、高圧が87件の減、低圧が429件の増でございます。

また、本年3月の実績と比較いたしますと、高圧が19件の減、低圧が63件の増となっております。

増減の主な要因ですが、高圧の減については、柳川市の公共施設が切り替えられたことの影響が大きく、低圧の増については、会社の営業方針として低圧法人向けのキャンペーン等により営業を強化してきたことが功を奏しているとの報告を受けております。

今後の政策でございますが、本市が掲げる持続可能な資源循環のまちづくりにとってエネルギーの地産地消は今後ますます重要な役割を果たすものだと考えております。

まずは、市民の皆様との電気の御契約を増やすことで、地域に愛される会社として、エネルギーの地産地消による環境保全、地域の経済循環による地域課題の解決、そして、事業収益の地域還元を柱に、引き続き市の施策と連携しながら共に取り組んでまいり所存でございます。

次に、4点目の選挙公約についてでございますが、私がみやま市政を担わせていただきましてから、はや2年が経過しようとしております。この間、議員の皆様への市政運営に対する御理解、御協力に対して、この場をお借りいたしまして、改めて深く感謝申し上げます。ありがとうございます。

選挙時にお約束いたしました公約につきましては、まず、本市の課題を掲げ、その解決策といたしまして、本市のよさ、天・地・人の利を生かすことで課題の解決を進めていくことを市民の皆様にお示しいたしました。

進捗状況でございますが、行政運営の最上位計画で、今後10年間の指針となる第2次みやま市総合計画を策定いたしました。

総合計画では、本市の将来像を「人と自然が共に育み、つながり、成長し続けるまち」とし、豊かな自然の恵みと心が通う人々の触れ合いを大切に、子や孫が住みたいと思えるまちづくりを目指すことといたしております。

本市は、少子・高齢化の問題や、定住促進が重要な課題であると認識いたしております。そのため、子育て支援策に重点を置き、本市が子育てしやすいまちとなるよう取り組んでまいりました。

具体的には、公約の学校給食費の半額助成につきましては、令和元年度は第3子からの助成、令和2年度からは第2子からの助成といたしております。

また、本市に住宅を建築または購入される子育て世代に対しまして、固定資産税相当額や取得費の一部助成、また、お米券を配るなど新たな取組も進めております。

さらに、新型コロナウイルス支援策におきましても、他市に先駆けて、妊婦さんへの支援金を創出するなど、子育てに優しいまちづくりに取り組んでおります。

次に、企業誘致やそれに伴う雇用の促進では、御承知のとおり、インターチェンジ北側の産業団地におきまして、埋蔵文化財の発掘調査を実施いたしております。

本年度は、企業立地意向調査を実施し、企業の設備投資などの情報を収集しながら、雇用が見込まれる業種を中心に誘致活動を推進してまいります。

現在、新型コロナウイルス感染症や災害復旧の対応が喫緊の課題でございますが、公約につきましては、本市の将来に資するよう優先順位も踏まえながら、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

まず1点目の人権問題についてでございますが、答弁は市が取り組んでいる人権問題に対して、市長自ら取り組んでおられるのかなとちょっと疑問を持っております。

昨年の9月12日の一般質問で、私と市長の答弁は全く組み合っていないまま終わっております。それで、市長の優生思想は否定されておりますが、改めて優生思想のどこが問題なのかを答弁していただきます。

神奈川県福祉施設を襲った犯人も優生思想を持っていたと言われておりますし、また、最近起きた京都のALS安楽死事件の容疑者も優生思想の持ち主だと言われております。

松嶋市長は非常に危険な思想を持っていたということになります。その優生思想は捨てたと宣言してほしいと思いますが、優生思想のどこが問題か、その優生思想を捨てると宣言してほしいと思います。その2点お伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私自身、優生思想について勉強をさせていただきました。この問題につきましても、私にとっては教育者として気がつかなかった点、非常に反省をしております。ですから、優生思想に関しましては、私は否定をいたしております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

優生思想のどこが問題なのかを答弁してください。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その人が生きるに関して過去のことは関係はないということでございます。やはりその人が自分の考えを持ってしっかり生きていくということでございますから、その辺については、私の認識不足、誠に申し訳なく思っておりますし、優生思想は私は否定をいたします。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、優生思想はもう捨てたと宣言されております。それはもう信じております。

さきの差別的な問題発言は、先祖の悪行は子孫の精神、身体障がいまで及ぶ、犯罪者の有無などに影響を与えるなどの不適切な資料配布による職員研修により、市長自ら全国にみやま市の不名誉なニュースを発信され、みやま市民はじめ、みやま市をふるさとに持つみやま市出身の方、さらに全国の方々より、市長として、元教育者としての発言に批判を受けたことは周知の事実です。その責任代償として、昨年12月第4回定例議会で市長自ら給与を3か月減額するという幕引きを図ってこられました。このことに対し市民の理解を得られたと考えておられるのか、お伺いをいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

皆様方の御心配、また御批判をしっかり受け止め、私自身反省いたしております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

何度やっても謝るばかりで答弁されておられますが、もうこの件については終わります。

それで、事項の2点目に移ります。こうした中、再び8月20日、新聞各紙で「みやま市長公職選挙法違反容疑で福岡地方検察庁に書類送検」との大きな見出しで、みやま市の不名誉なニュースとして、みやま市の恥を市長自ら発信していただいております。この事案について市長本人も認めておられますので、見守りたいと思いますが、前回の差別発言同様、SNSなどで市長自らの発信された不祥事に対し全国各地、地元ふるさと出身者などから批判はもちろん、アクセスが相次ぎ、再びみやま市も悪いものにさらされるのではないかと懸念しております。特に前教育者として市長選挙に出馬された人が寄附行為が違反であるとの認識が甘かったとのコメントに対し、皆さんはあきれ返っておられます。

市長、あなたは教育者ですよ。前教育者として人権問題を理解していない人が、つまり市長は道德教育の参考になればとの思いで配布されて、コメントもされておられますが、このコメントに対して再びこんなコメントがっております。人権が理解されていない市長さんから学んだ児童・生徒たちはかわいそうですねとの声も聞かれました。今回の刑事事件容疑を市長として、前教育者として子供たちに対してどう説明されるのか、伺います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんの御指摘に対しまして深く反省しているところでございます。

今現在、検察庁からの処分を待つ身になっておりますので、これ以上のコメントは差し控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これも終わります。

今回の告発容疑は、前回同様、反省しています、報酬を減額して責任を取りますで済まされない容疑であることを肝に銘じていただくよう強くお願いいたします。

それでは、3点目について伺います。

6月もお聞きしましたが、今、この答弁にも低圧、高圧書いてありますが、市長にちょっと伺いますが、大口契約、この前までは30,000千円以上は3件あったと、そいけん柳川市を除いて今2件なんですよ、30,000千円以上の1年間ですね。これは2つともみやま市なんです。多分トップがみやま市役所です。前回も言いましたように、今度決算の関係で、私がちょっと計算したところ、本庁舎、高田、これは約19,000千円、20,000千円ぐらいですね。それと、小・中学校で約70,000千円、それと社会教育のまいピア高田、市民センター、体育館関係で約130,000千円あるわけなんです、電気料が。これは水道代を引いたって1億円多分超していると思いますが、これを随意契約してあるということで答弁をいただいておりますが、市は物品なりほかのやつを全部入札されていると思いますが、随意契約でいいと思われるのか、ちょっと市長の考えを伺います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

随意契約につきましては、前回の議会で答弁いたしましたとおりでございますので、詳しくは担当のほうでもう一度必要であれば（発言する者あり）必要だと思っております、随意契約は。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長が筆頭株主なら、市民の血税の中から代表で行っているだけなんですよ。分かりますか。筆頭株主というのは、市が11,000千円投資している、それは市ので、市長の個人の金

じゃないんですよ、それは肝に銘じとってください。

それと、10,000千円以上がこの前まで5件やったけど、また1件減っているらしいです。これはみやま市なんです。それと、5,000千円以上が14件か15件あると思いますが、筆頭株主として前市長と前みやまスマートエネルギー株式会社の社長2人が立ち上げた事業で、昨年までは24億円売り上げてあったんです。今度は7億円減って、17億円です。普通一般企業だったら、去年まで24億円売り上げたら、これを1億円でも伸ばそうというのが企業なんですよ。市長は何で7億円下げて、その辺をちょっと市民に対して説明してください。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私が7億円下げたというわけではございません。社会的情勢で電力の需給関係に関しましては競争が非常に今激しくなっておるわけでございます。ですから、やはりいろんな業態の中で、この競争にさらされている中での減額にも及んでいるわけですが、エネルギーの地産地消としてのみやまスマートエネルギー株式会社、しっかり育てていかないといけないという認識はしているわけでございます。

ですから、やはりまだまだ、この間の答弁でもありましたように、みやま市内の電力の低圧部分がパーセンテージとしては低い部分がございます。ぜひともみやま市民の皆様にご協力をお願いして、このみやまスマートエネルギー株式会社をぜひとも育てていただきたいという気持ちを持っておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

ちょっと答弁が全く――何で24億円から、電力の自由化で下がっている。方向転換したからなんですよ、市長。前市長が全国展開というか、前社長とこうして、これを切り替えたからこんなに下がっているんですよ。

そしたら、ちょっと言いましょうか。あのですね、それと、今月大分のほうが高圧が41件減ります、それと低圧が239件減ります。これは何でかというたら、市長がみやま市とみやま市周辺に切り替えたじゃないですか、前市長と全然違う方向で切り替えてあるわけなんで

す。これを説明してくれんですか、市民に。何でこんなに売上げが下がったのかと。全然市長の答弁になっていませんよ。何で大分が高圧41件、低圧239件、これ減るんですよ、今月。それを説明してくださいよ。市長。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

環境経済部長のほうでその中身については説明をしてもらいます。

○議長（荒巻隆伸君）

坂田環境経済部長。

○環境経済部長（坂田良二君）

議員御指摘の9月で41件高圧が減るという件でございますけれども、これまで大分県竹田市のまちづくりたけたという地域新電力がございまして、その電力はみやまエネルギー株式会社が需給管理した電力を取次店として竹田市のまちづくりたけたのほうに売っていただいているものでございまして、それが9月末をもちましてその契約がまちづくりたけたさんのほうから契約の解除の連絡がっております。大分県内で連携してやりたいという理由のようございまして、その取次店の契約がなくなることで、9月末で、議員おっしゃるとおり、41件なくなる見込みとなっております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、市長は、500のうち大口契約者が15社ぐらいあるんですよ。そういう企業に挨拶とか今まで行ったことがありますか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

ございません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

ございませんちゃ、何で先代、前市長がほとんど高圧とか営業で回ってあると思いますよ。市長自ら、3月議会でトップセールスとして営業で動く、普通だったら正月早々は大口事業あたりは挨拶に行きますよ。2年間そうしたら何してあったんですか。ずっと減るばかりですよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私は、市長としての公務もございます。そして、今年におきましては、2月から新型コロナウイルス感染対策、そして、豪雨被害、また、新型コロナウイルス対策に関してのいろいろな施策等で忙殺されておりました。そういう部分も含めまして、行けなかった部分はございます。ですが、市長として確かにトップセールスという部分である程度動かないといけない部分はあるかもしれませんが、市長自身が一セールスマンとして行くことにも、ちょっとそれはどうかなという部分はありますので、それは新社長とともに考えて動いていきたいと考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、3月のトップセールスマンとして営業するのも取り消さないですか。市長自ら答弁してあるとじゃないとですか。今全然、市長自ら、そんなら、最初立ち上げたときの西原市長は営業に行っているんですよ。市長も約2年近くなるんですけど、市長は人脈も、銀行の会長、頭取、有力県議、物すごく人脈広い、市長の人脈で増やさにやいかんと私は思いますよ。減ってきてるじゃないですか。

何か6月議会じゃ、この減った理由をみやま市がみやま市がて、みやま市がどうなんですか、減った理由は。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その分についてはまた環境経済部長のほうから説明をしてもらいます。（発言する者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長が大体答えるべきじゃないとですか。私は市長に聞いているんですよ。何か私が聞いたところ、市民が市長のところに行ったら、下着いっちょで対応したという話も聞いておりますよ。そのとき言われたのが、部長、課長が答弁するけん、私もう答弁せんでいいけん助かりますち、そういう声も聞いております。

ちょっと次の質問に移ります。第三セクターは切り替えて、技術者あたり全部、関西組、この前、社長以下全部首切りになっておりますが、専門家を入れると言ってあったんですけど、2名入れてあると聞いておりますが、間違いないですか。（「意味が分からない」と呼ぶ者あり）

○議長（荒巻隆伸君）

質問の内容が分かんない。（「はい」と呼ぶ者あり）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

専門家の電気アドバイザーを入れるという2名、何かを入れてあると聞いたが間違いないですかという話。

○議長（荒巻隆伸君）

2人誰か採用されたかと。大丈夫ですか。松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

専門家の方を2人、みやまスマートエネルギー株式会社のほうにお願いいたしております。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

その1名は、この前みやまスマートエネルギー株式会社の調査委員会をしたでしょうが、そのときの小売電気のアドバイザー、東京から来てある、その方に間違いないですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

間違いございません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

調査委員会の方を1年間かなんか、電気アドバイザーをお願いしてあるという、この方は、ネットで調べたら、全国50か所ぐらいの企業とか、全国展開してあるような方なんですよ。だけど、市長は全国展開はしないとあるんじゃないですか、何でそういうのをまた、調査委員会をお願いした方を、市長は全国展開をやめて、みやま市やみやま市に近い地域で展開するという事やろう。何で全国展開の方をわざわざ雇用するのか。この方は調査委員会でも交通費とか結構使っているんです、東京から。あとは福岡と聞いている。何でわざわざ東京からせにゃいかんのか、それをちょっとお伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

いろんな方を探しましたがけれども、その方は全国展開というよりも、全国の事情に通じておられます。ですから、この電力事業に関しましては総合的に考えてこの方をお願いしたらよかろうということで会社のほうで相談を受け、そして、決定を取締役会でしたところでございますし、あくまでも電力の地産地消に関しての考え方をアドバイスいただくという立場でございますので、全国展開云々ということは別の問題であると私は認識しております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

それじゃ、決算でもちょっと聞こうと思っているんですけど、これ去年とおととしてこの調査委員会3,260千円かかっているんですよ。この金額に対して市長はどう思われますか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

妥当な金額だと思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これは市民の税金から出ているんですよ、市長。これは交通費だけでも昨年度は452千円ですよ、4回ぐらいで。それが妥当だと思いますか。4回ぐらいですよ、四、五回だと思いますよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

必要経費として計上しているものでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そしたら、ちょっと私が気になるのが、市長が去年配られた優生思想の関係ですよ。私の信念は、独裁はするが独断はしない。独裁と独断、どこが違うんですか。ちょっとそれを教えてください。市長は配布してあるんですよ、編集して。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

私はそういう考えは持っておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

おたくが編集して、これ書いてあるんですよ。ちょっと読みましょうか、その下を。「決

断を下す場合、私はあらゆる知恵を集める。調査、研究に十分時間とお金をかけることは言うまでもないが、社内の集中するための階級差も衣冠束帯も全く問わない」、これはおたくの、松嶋盛人と書いてあるんですよ。おたく全然これ、自分が編集して分からないですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのとおりです。私はそのようには思っておりません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これ何で、そしたら管理職のところに配布してあるんですか、全く。そしたら、もういっちょ下のが、「禍根は寝て待てではなく、禍根は練って待て、そこに成功への道が開かれるわけだ。これは常にアイデアを練って準備をしておくこと、危機も好機に変えることができるということです」、これも市長が編集してあるとやないと。全く知りませんで。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その文章に関しましては、ちょっと私の認識も甘かった部分もあるかもしれませんが、そのように思っておりません。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

調査委員会のは、また決算委員会でもお伺いいたします。

あと需給管理が来年の3月でピーク時は終わると聞いておりますが、その需給管理の技術者をみやまスマートエネルギー株式会社にもう2人行ってある。もう1人もみやまスマートエネルギー株式会社に行くらしいです。そして、これはもう全国のを全部してあってこの方たちはみやまスマートエネルギー株式会社が需給管理をしないで、普通ならみやまスマートエネルギー株式会社に、この社員が籍を移しているなら、みやまスマートエネルギー株式会

社に仕事をさせるべきじゃないですか市長。何かみやまパワーホールディングス株式会社で仕事してあるらしい。これはおかしいですよ。おたくの、結局、市長の考えだと思いますよ。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

3月まではみやまパワーホールディングス株式会社さんのほうで需給管理業務を行っておるわけでございますので、そちらに出向をして仕事をしているというふうに伺っております。以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

これはちょっと社長にお聞きしたら、そしたら今後どうするんですかと言ったら、人を雇用せにゃいかんて、みやまパワーホールディングス株式会社は、市長、地場産業になるんですよ、地場産業育成という考えはないんですか。

今までみやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社が共存共栄で商売してあったと思いますよ。需給管理全部みやまスマートエネルギー株式会社に移るらしいと、多分ここで、みやまパワーホールディングス株式会社で仕事できるんですかて、技術者を需給管理できる人を雇用せにゃできんという話ですよ。市長は、そしたら将来的にみやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社をどうしたいんですか。筆頭株主として、それを市民に説明してくれんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングス株式会社の会社間において、退職や就職での職員の異動があったとは伺っておるわけですが、非常勤取締役の立場であり、人事案件に関しましては、経営陣が適切に判断されるものと考えておるわけでございますし、その辺についてのコメントは差し控えさせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

あと牛嶋議員も何かみやまスマートエネルギー株式会社について質問されるけん。

最後に聞きますけど、この需給管理者の……私、会社に聞きに行ったんですよ、これは社長の考えですかて、社長の考えて、囑託の、職業選択、ということは、イコール市長じゃないとですかて、はい、市長ですよと、そういうことを社員の方から聞いてきました。もう答弁はいいです。

それと、最後の企業誘致の選挙公約なんですけど、さっきみやまスマートエネルギー株式会社に関しても、トップセールスとして営業は全く行ってないで、市長は3月にトップセールスマンとして営業に行くて、特に高圧あたりは市長自ら社長と一緒に挨拶に行くべきじゃないですか。全部減ると思いますよ。それで、公約された企業団地、企業誘致なんですけど、4年度で一応産業団地は完了する予定になっております。

それで、市長として企業誘致、あと2年ちょっとですよ。企業訪問とか、東京に行ったときとか食品会社とかなんか（聴取不能）そういう加工場とか公約にうたっているじゃないですか。企業訪問とか今までしたことないのか、それとも、今からもしないのかどうか、その辺をお伺いします。何件されたのか、2年間で。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今現在、企業誘致に関しまして造成を進めているところでございますが、造成というよりも、埋蔵文化財の発掘調査を進めております。

企業誘致に関しましては、今までも進めてまいりましたけれども、幾つかの案件が出てはまた、なかなか進まない。これ原因は、企業様にとってみれば、すぐに欲しいとおっしゃるわけですね。その辺のところはまだ、2年も3年も待てないという部分もございますので、その辺も見通して、今後しっかり取り組んでまいりたいと思っております。

担当課も併せまして、いろんなアイデアを出しながら進めてまいりたいと思いますし、今現在は、コロナ禍の関係で、昨年度の分については東京で地方の企業立地のセミナーというか、そういう部分も参加をしたわけでございます。ですが、ちょっと今の状況では、まだ動けないコロナ禍の中でありましてけれども、しっかりその辺は今後取り組んでまいりたいと

思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

答弁になっていない。企業訪問されたのかどうか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その企業に関しましても、その訪問する企業云々については、まだできておらないのが現状でございますので、そこもしっかり取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

あと2年半ぐらいで企業団地はできるんですよ。そしたら、いつから動くんですか、保健医療経営大学、もう閉校して、トップセールスマンとして動かんだったら、市長は物すごく人脈があるから、その人脈を活用して、訪問せんでも、テレワークとか、そういった関係でもできるんじゃないですか。さっきの小売電気アドバイザーも、東京から2名で聞いている、テレワークで、これで1年間雇用してあると聞きますよ。1人の方は1か月に1回、そういう時代やから、しゃっち企業訪問せんでも、市長はそれなりに人脈がある。今2代目の市長として、市長の人脈を生かしてみやまスマートエネルギー株式会社、企業も市長がトップセールスで動くべきじゃないとですか。そしたら誰が動くんですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

中島議員さんがおっしゃるのは重々分かりますけれども、今の現状を鑑みますに、なかなか動けないというのは御理解いただきたいと思えますし、その人脈人脈とおっしゃいますけれども、私にとっての人脈も、議員さんがおっしゃるような人脈と、また、私自身がそういう部分で動きたい部分もございしますが、今の現状としては、こういう状況でございますので、

そこは御理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

そうしたら、あと2年です、もう折り返しになるんですよ。そんなら、あと2年全くこのままで行くということでもいいですか。もう動かないということですね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

しっかり頑張って取り組んでまいりたいとは思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

市長、みやま市民が選んだ市長なんですよ、もうちょっと、市長トップセールスで営業していく。

前市長がこれ11年間で作り上げたみやま市なんですよ。市長が2代目としてこれをよくするのが2代目の市長じゃないんですか。それを最後にお伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

前市長様の御功績は多大なるものと認識しておるわけでございます。私もまだ2年目ということではございますけれども、しっかり今後取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

トップセールスマンとして、みやまスマートエネルギー株式会社と一緒に大口の契約のところには社長と一緒に挨拶に行ってください。

それと企業訪問も、ともかく2代目の市長としてみやま市をこれからどうするか、市長がみやま市のトップの顔なんですよ、その点お願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさまでした。

次、牛嶋議員さんの一般質問なんですが、ちょっと休憩は入れさせていただいて、11時40分から再開をして、35分ぐらい午前中の一般質問になりますが、ちょっとよろしいですか、牛嶋議員。（発言する者あり）

コロナ対策で大体1時間ごとに休憩を入れるということにいたしておりますので、ちょっと短めですが、休憩して（「何時ぐらいからですか」と呼ぶ者あり）11時40分から12時15分までが、ちょっと35分くらいになってしまうんですけど、（「大丈夫ですよ」と呼ぶ者あり）よろしいですか。

じゃ、すみません。11時40分まで休憩をいたします。

再開は11時40分ですね。

午前11時32分 休憩

午前11時40分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

続けて一般質問を行ってまいります。

次に、15番牛嶋利三君、一般質問を行ってください。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

改めまして、皆さんこんにちは。議席番号15番、牛嶋でございます。

私は、今回の一般質問に3つのタイトルで通告をしておりますけれども、6月議会におきまして児童虐待についてという通告をしておりましたけれども、何分、時間が60分という限られた時間でございますので、時間不足が原因というようなことで再度質問をさせていただきます。

まずもって、今回の台風9号、そしてまた、10号の襲来によりまして被災をされた方、あるいは負傷された方が1名おられるようでございますが、そうした方々には衷心よりお見舞いを申し上げます。

また、本市では7月豪雨による土砂災害、そして、今回の台風9、10号の引き続く大変な事態になったわけですが、今回、この10号は今までに経験したことのない大変な台風が来るという予想でございました。そのような中、当然市長の最初の御挨拶にもありましたけれども、今回もまた本当に地域の防災・減災に対し御尽力をいただいた市職員の皆さん、そして、消防団の皆さんをはじめ、行政区長さん等々地域に携わる多くの皆さんに本当に寝食を忘れた防災・減災に取り組んでいただいております。このことに対し、心から感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

それでは、早速、1番目の児童虐待ということでお尋ねをさせていただきますが、この件は、議長、6月に時間ぎりぎりの中で、大変皆さんに迷惑かけながら通告に従う要旨の朗読をさせていただきます、そしてまた、市長のほうからも答弁書全部を読み上げていただく、そうした経緯がございます。

したがって、全くこの質問の通告内容は一緒でございますし、恐らく答弁も何ら変わる部分はないかと思っておりますが、これがまた重複するような時間の問題等もありますが、この間の引き続きというようなことで質問席のほうへ戻って、答弁は要りませんから、そのままの私の質問というようなことで移行してよろしいでしょうか。初めての例になるかと思いますが、いかがですか。

○議長（荒巻隆伸君）

そうですね、どうでしょう。一応質問は大きなタイトルで、答弁は一応執行部の答弁をいただきますでしょうか。

○15番（牛嶋利三君）

そしたら、児童虐待について。

昨今、児童虐待のニュースが後を絶ちません。痛ましい事件も発生しておりますが、みやま市の実態についてお尋ねするところでございます。

タイトル1といたしまして、児童虐待が発生する原因。

タイトル2といたしまして、虐待としつけの違いは。

タイトル3といたしまして、体罰と暴力の違いは。

タイトル4といたしまして、体罰なしでも教育できるのか。

タイトル5といたしまして、体罰をした教職員にはどのような処分をするつもりなのか。

大きくこの5点について答弁をいただきたいと思っております。

答弁は、市長、前回6月議会でいただいておりますので、その答弁に基づいた再質問というようなことで考えておりますので、よろしく願いしておきます。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

牛嶋議員さんの児童虐待についての御質問にお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、児童虐待のニュースは後を絶たず、中には幼い命まで奪われるといった痛ましい事件も起こっているわけでございます。

まず、本市の実態でございます。

平成30年度に大牟田児童相談所で受理された相談件数でございますが、総数1,039件、虐待相談の件数は271件で、そのうち、みやま市内の相談件数は総数が135件で、虐待相談の件数が42件となっておりますということでございます。

1点目の児童虐待が発生する原因はについてお答えしますけれども、虐待の原因には様々ありますが、その中でも親が自分の子供時代に大人から愛情を受けられなかった、経済的不安や夫婦不和等の生活のストレス、核家族や地域の希薄化等により悩みを相談できる人がいないという社会的孤立、子供へ愛着が湧かない愛着形成阻害などの要因が、一つではなく複数絡み合っ起こると言われております。

児童虐待にどう立ち向かっていくかというお尋ねでございますが、予防をまず重視しているところでございます。

保護者が感じている様々な不安が重なり、虐待へとつながりますので、その不安を取り除けるよう、関係機関と連携し、保護者への支援に取り組んでいく必要があると考えております。平成31年4月に設置しました子育て世代包括支援センターでは、妊娠され、母子手帳を交付させていただくときから、妊娠、出産に対する不安の軽減を図り、出産後の子育てについての支援も行っているところでございます。

先ほどの虐待につながる要因につきましては、保護者だけで回避できる問題ばかりではありませんので、虐待につながることはないよう、虐待の兆候の早期発見が重要であると考えております。

具体的には、妊婦健診、赤ちゃん訪問、乳幼児健診時の状況確認、保育所や認定こども園などの保育機関や、また、小・中学校からの情報提供、また、国や県などの関係機関、そし

て医師会、民生委員児童委員協議会等で組織しておりますみやま市子どもすこやかネットワークでの情報交換等により、早期発見、また、支援に努めておるところでございます。その中で、万が一、虐待のおそれがある場合には、児童相談所等の関係機関と連携しまして、児童の見守りと安全確保に取り組んでまいります。

次に、2点目の虐待としつけの違いはにつきましては、まず、市長はどう考えるかということでございますが、虐待について言えば、例えば、親子の関係で申し上げますと、子供に何かを諭す場合、親のペースと感情で物事を教え込む、その際、身体的、あるいは精神的な苦痛が伴うこと、これが虐待であると考えております。

一方、しつけについては、子供のペースに合わせ、子供の能力に合う方法でしっかりと必要なことを伝えていく、これがしつけであると私は考えております。

議員御指摘のとおり、報道では保護者がしつけと称して暴力、虐待を行う事例が多く見受けられると私も感じております。このような事態を招かないよう、虐待防止のため、子育て相談のさらなる充実と虐待の早期発見及び虐待防止のための啓発に努めてまいり所存です。

次に、3点目の体罰と暴力の違いはとのことでございますが、体罰は、児童・生徒の指導を目的に、学校教育法第11条において懲戒権と認められている範囲を超えて、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるものであると認識しております。

一方で、暴力は児童・生徒の指導目的なしに、身体に対する侵害や肉体的苦痛を与えるものであると認識しております。現在では、どちらの行為も一切認められないものであり、体罰も暴力も相手の人格を否定するという点では同じであると考え、このようなことは教育の場では絶対に起きてはいけないことであると考えております。

また、教職員と児童・生徒の認識の違いにつきましては、児童・生徒の指導に対して、お互いの理解が十分でないことに原因があると考えられることから、児童・生徒のペースに合わせ、しっかりと必要なことが伝わるように指導を行うことが肝要であると考えております。

次に、4点目の体罰なしでも教育できるかについてでございますが、体罰は、先ほど申し上げましたように、学校教育法第11条において、校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないとされ、禁止されております。

また、平成25年文部科学省初等中等教育局長の通知である体罰の禁止及び児童・生徒理解に基づく指導の徹底についてにおきましても、児童・生徒の指導に当たり、いかなる場合も

体罰を行ってはならない。体罰は、違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であるとされ、禁止されております。

教育の現場では、児童一人一人をよく理解し、適切な信頼関係を築くことが重要であり、このために日頃から、自らの指導の在り方を見直し、指導力の向上に取り組むことが必要であります。懲戒が必要であると認める状況においても、決して体罰によることなく、児童・生徒の規範意識や社会性の育成を図るよう、適切に懲戒を行い、粘り強く指導することが必要であると考えます。

次に、5点目の体罰をした教員にはどのような処分をするつもりかとのことですが、議員御指摘の部分で、私は体罰はいかなる場合でも許されないと考えているわけでございます。

私は教員として、当時、生徒と真正面から向き合い、その生徒にとってどのような指導をするべきか、指導方法について非常に悩みもいたしましたし、厳しい指導をしたこともありました。このような指導が最善の方法であったとは、私は決して思っておりません。もっとよい方法があったのではないかと、当時を振り返り、今も自問自答することがよくあるわけでございます。

また、体罰を行った教職員に対する処分につきましては、福岡県教育委員会が懲戒処分の指針に基づいて処分を行うこととなります。

私は、体罰が行われることのないよう、教職員が児童・生徒一人一人の心に寄り添い、理解し、信頼関係を築くことが重要であると考えております。

一方で、教職員が児童・生徒への指導で悩んだ場合など、教職員個人で抱え込まず、積極的に管理職や他の教職員等へ報告、連絡、相談できるような、日常的に体罰を防止できる体制を整備することも重要であると考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、市長のほうから御答弁いただいたわけですが、6月の一般質問時にいただいた内容と全く一緒でございます。

そのようなことから、3点目の体罰と暴力の違いというようなことでお尋ねしていましたが、この体罰と暴力の違いについて、市長からまた再度このような答弁をいただいたわけですが、この体罰と暴力の違いについての内容に非常に私自身も分かりにくいところがあるわけですが、市民の皆さんからも非常に分かりにくいところがあるので、より具体的に、もう少し中身の濃い答弁をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

体罰と暴力の違い、基本的には身体的に苦痛を、また、精神的にも苦痛を与えることに関しては変わらないと思っておるわけでございます。

ただ、体罰に関して、教員の指導の思いがつつい身体的、精神的に苦痛を与えるものになっていることが暴力との違い。暴力は、単に相手に対して身体的、精神的に与えるものですが、教職員の場合はその中に一部教育的な部分というのがありますが、それが度を越しているという部分というふうに認識しておるわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

なかなかこの11条の関係において、非常に理解しがたいというか、不勉強のための部分が原因としてあるかもしれませんが、実は私も、私ごとで大変僭越でございますが、このような質問をさせていただくというようなことで昔を思い出しておりますけれども、中学時代、相当何ですか、やっぱり学校の中では元気もんといった、代表するぐらい元気のいい少年時代があったわけです。

教師として、私は指導していただくための——そのことが原因だったかと思っておりますけれども、やはり随分たたかれたんですね。たたいたほうは覚えていないかもしれませんが、たたかれたほうはしっかり覚えているんですよ。そうしたときと、時間がずっと過ぎていって、同級会とか、恐らく市長たちもお招きいただくこともあるかと思いますが、やっぱり15年、20年たったそのようなとき、非常に懐かしく旧交を温め合うような同級会、同窓会等々やるわけですが、やっぱりたたかれた先生、今、恨むとか、そういったことじゃないですよ。冗

談交じりに、ああ、牛嶋君来たなど。あんた、からっとして、えらい痩せ型の少年であったという記憶があるけれども、今は何かかっぶくがようになって、丸々して、えらい貫禄があるごとなつとっじゃっかいというような挨拶でしたから、これまた冗談ですよ、ジョークで、先生、何ば言いよつですかと、先生がああいうときに、随分打ったり蹴ったり先生からされたから、そのときの腫れが、引っ込みが取れとらんとですよというようなジョークを含めたやり取りもあったわけですが、今の子供たちは教育環境、あるいは家庭環境、いろんな場で立場も違いますから、そうしたことを含めてお尋ねするわけです。

学校教育法ということで11条、市長からお示しいただいております学校教育法第11条、校長及び教員は、教育上必要と認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできないなど、児童・生徒に身体的苦痛を与えるものではない限り、通常、体罰には当たらないというようなことを記してあります。

そこで、市長は教育者として随分いろんな経験もあられ、教育現場で優秀な校長としても務められたわけですが、懲戒と体罰の違い、このことについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

体罰についてでございますけれども、体罰と判断されると考えられる行為では、例えば、体育とか授業の中で危険な行為をした児童・生徒の背中を足で踏みつけるとか、足をぶらぶらさせて座って、前の児童に当たった児童を突き飛ばして転倒させるとか、授業態度に対して指導したが、反抗的な言動をした生徒の頬を平手で打つとか、生徒を叱ったけれども、席に着かないため、頬をつねって席に着かせるとか、生徒指導に応じない生徒に対して生徒が腕を振り払ったりとかして、頭を平手でたたくとか、そういう行為ですね。そういう暴力的なこと、また、肉体的苦痛を与えるもので、トイレに行きたいと訴えたが、一切教室外に行くことを許さないとか、同じ姿勢を保持させるとか、正座もそうでしょう。

それから、認められる懲戒でございますが、懲戒に関しては、放課後、教室に残して勉強させるとか、授業中、教室内に起立させる、学習課題や清掃活動を課すとか、学校当番を多く割り当てるとか、口頭で叱って席に着かせる、例えば、部活動とかで生徒を試合に出さず

に見学させる、こういうのが懲戒として許されている範囲でございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

私がお尋ねしておるのは、今、市長が懲戒の関係あたりをちょっと説明いただいたけど、懲戒と体罰の違いというようなことで私はお尋ねしよつとです。——もういいですよ。

次に、学校における体罰は、今聞きよるとほとんど、今、市長が答弁されたやつは、私は小学校のときからずっとさせられておりました。学校における体罰は暴力行為であるというふうな私なりの理解をしてよろしいでしょうかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

体罰は暴力行為ということで、いけないということだと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

そしたら、2点目というようなことで私は示しておりますが、これは4点目の答弁をいただいた中からお尋ねしていきたいと思います。

体罰は違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に深刻な悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為であるとされ、禁止されております。

そこで、体罰は違法行為であるのみならず、児童・生徒の心身に悪影響を与え、教員等及び学校への信頼を失墜させる行為でありますと答弁書にありますが、市長の教員生活を振り返っていただいて、市長は体罰が許されることもあるというふうに——今いただいておりますけれども、本音では体罰も許されることがあるんだよと、児童・生徒の叱正のためにですね、そのように考えてあるのか、それをお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

体罰は許されない行為であると認識をいたしております。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

私の質問の中の5点目に対する御答弁をいただいた部分ですね。厳しい指導をしたこともありましたが、このような指導が最善の方法であったとは決して思っておりません。もっとよい方法があったのではないかと、当時を振り返りながら、今も自問自答してあるというようなことで、大変熟慮された期間もあったかというふうに推測されるわけですが、最終的にはほかの教職員等々へも、いわゆる報告、連絡、相談——ほうれんそうですね、この関係が非常に重要であるというふうに考えを述べていただいておりますが、この中から市長の厳しい指導の中身をもっと分かりやすくですね、厳しい指導、このところの説明をお願いしたいと思います。どのようなことが厳しい指導というふうに御理解されてあるのか、お願いします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申しあげましたように、この11条にもありますように、たたいたり、蹴ったりとか、そういう行為はいけないことだと考えておるわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

厳しい指導ですよ。いけないということは何回もお聞きしております。市長の言う厳しい指導とはどのような指導だったのか、また、今も厳しい指導とはこのようなことが厳しい指導だと思っておると、そのことをお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今申しあげたとおり、たたいたりとか、蹴ったりとか、そういうことだと認識しておるわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

市長の今おっしゃる厳しい指導は、殴ったり蹴ったり、そうしたことを指すんだというふうな御答弁だったと思いますが、市長の厳しい指導に、実際的に殴ったり蹴ったりということが含まれておりますが、これは中島議員さんの一般質問も平成30年12月ですかね、ありましたけれども、厳しい指導が最善の方法ではなかったというような答弁をいただいておりますね、今回も。市長が現役のときですよ、その当時の指導を今振り返っていただいて、間違っていたという認識で、反省も含めて、そのような認識であるというようなことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

非常にそういう部分では私自身も深く反省しているわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

大変しつこいようでございますけれども、今、間違っていたというようなことで認識されておると理解して結構ですよというような御答弁ですが、どのような指導が、当時の市長が教育者として指導された部分が間違っていたのか、そこをよかったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり子供の考えをしっかりと聞く姿勢が必要であったと非常に深く反省しているわけでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

このことは、先ほどもちょっと触れさせていただきましたけれども、平成30年12月議会におきまして、中島議員の一般質問に対する答弁は、市長は、私は体罰はいかなる場合でも許されないと考えております。当時私は、正義の通る学校にするため、生徒と真正面から向き合い、その生徒にとってどのような指導をするべきか、指導方法について非常に悩みもいたしました。このような指導が最善の方法であったとは決して考えておりません。もっとよい方法があったのではないかと当時を振り返り、今も自問自答することがよくございます。このような答弁をいただいておりますが、全く今回、私がもらった答弁も一緒なんです。しっかり反省されてあるというふうなことは理解できると考えております。

しかし、内容そのものは全く、中島議員の質問に対する平成30年12月、そして、私の6月議会での質問にも同じような答弁をいただいておりますが、このようなことから言うと、私なりに分かりやすく、理解しやすく考えますが、市長が教職員当時、現職当時、体罰はしたが、それがよかったとは思っていないという意味では——ちょっと待ってください。質問の仕方がおかしかですね。

体罰はしたけれども、そのことは当然子供をしつけるための善策であって、間違っていないか、よかったというふうに考えてありますか。そのことをちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

先ほども申し上げましたけれども、それが最善の策であったとは思っていないわけではございません。そういう面も深く反省をしておるということでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

大変失礼な尋ね方になりますけれども、私は市長が生徒をたたいたり、蹴ったり、そのようなことはしたけれども、それは仕方がないことだったと。教育、しつけをするためには仕方がないことだったというふうに非常に弁解がましく取れるわけですね。

先ほども体罰をしたけれども、それがよかったとは思っていないというふうに、非常に体罰は悪いというふうにおっしゃっておりますが、ここは議会ですね。傍聴席の市民の皆さん等々も随分お見えでございますが、もう少し私たちが理解できるような答弁をいただきました

いと思います。

本当にごまかしのないですね、今はそうした非常に教育者としてのいろんなすばらしさの——いっぱい教え子さんもいらっしゃるわけですが、皆さんからすばらしい先生でしたというようにことを評価いただき、現にみやま市の執行長としてお務めいただいておりますから、ごまかしのない市長、ストレートなお話を聞かせていただきたいと思います。体罰そのものの——本当にしつこいようですが、体罰そのものがよかったのかどうなのかですね。

時と場合によっては、それは当然なこと、自分もいろんな悩みも、自問自答することも今現在あるという中ですから、立派な一人前の子供を社会人として送るためには体罰も仕方なかったんだというふうに本音では考えてあるんじゃないかというふうに思うわけです。その点、いかがですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

やはり私は体罰を否定いたしております。ですから、その面については深く反省をしているわけでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

私がなぜこのような市長への体罰と暴力、このことに対する考え方をお尋ねするかというと、これまた大変率直にお話しさせていただきますが、市長の先ほど中島議員のほうからも何回となくお話がっておりますが、市長の人権感覚が市民の常識と異なっていると思うわけです。

去年9月議会での差別、いわゆる中島議員の先ほどの質問にも重複いたしますが、いろんな市民からの疑問の声が上がっております。人権学習会は欠席する。人権教育においても何ら進展が見られない。それどころか、研修をすと言いながら、その結果は何も報告しない。文書で研修結果を発表すると障がい者団体には約束をいただいておりますが、約束いただいたと聞いておりますが、それも一切聞こえてまいりません。何がどうなっておるのか、さっぱり議会にも市民にも分かり得ない現状でございます。

私も、みやま市を子や孫が定住できるまちにしたい。しかし、松嶋市政は逆方向に向かっておるようでございます。本音では体罰の容認の主張、それを否定しようとしなない教育長じゃなくして教育市長もいるまちであります。このような中で誰が子育てしようと思うでしょうか。

子育て世代の移住・定住を図るためにも教育が最も大事であります。体罰は許されないと建前を述べながらも、本音では時と場合によって体罰は許されると思っているのではないかと思います。そのようなまちの学校に大事な我が子を預ける親がいるのでしょうか。

給食費の半額補助等々大変大事なことも御提案いただき、議会もそのことに対する理解を承認したわけでございますが、我が子が先生たちの暴力におびえることなく、そして、安心して学校に通えるまちに住みたいというその思いが共通する、そうした人が多いはずであります。

市長の人権感覚の異常さは、大変失礼ですが、既に全国に知られてしまっております。それを覆すこのようなことにはどのようにしたらいいのか、市長は考えてあるのか、このこともお尋ねしたいわけでございますが、時間等々の制限もありますので今回は控えますが、俗に言う喉元過ぎれば熱さ忘れる、それでいいのでしょうか。私たちが取り組んできた一人一人の人権が大切にされるまち、みやま市を松嶋市長は、これまた大変失礼ですが、一瞬にして破壊されていませんか。

また、こんな市長を擁護するみやま市議会議員、そして、優生思想を持っている教員出身の市長を誰一人として批判しない学校の先生たち、目を覚ましてほしい、目を覚ましていただきたい、そのような思いを込めて質問をさせていただいております。

再度、最後になりますけれども、これは一番大事なことであります。

市長、私のところには、当然議員ということで地元の皆さんもいろんな話をお聞かせいただく、あるいは尋ねに来られるわけでございますが、このような話が入っております。ぜひ、これは今回の議会で市長にお尋ねいただきたいというようなことでございますので、そうした市民の皆さんの気持ちも御理解いただいて、御答弁いただきたいというふうに思っております。

当時の松嶋市長は暴力教師で、生徒への暴力行為で柳川法務局に呼び出され、当時の教育委員会から行政処分を受けたという話も聞きました。このことは大変重要なことですが、うそかまことか、それともデマであったのか、みやま市の教育の根幹に関わる問題だと私は

思っております。正確に御答弁をお願いいたします。特に市長はみやま市の市長であり、公人であります。しっかり答弁をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

牛嶋議員さんおっしゃるように、学校教育法第11条で認められている懲戒権の範囲を超えて行った指導が一切認められないということは言うまでもありません。

私は教員時代、生徒に対して更生してもらいたいという思いから厳しい指導を行ったこともあります。指導に当たっては、生徒と正面から向き合い、私の意図が伝わるようにしっかりとコミュニケーションを取ったつもりではございましたけれども、なかなかそこら辺が伝わらなかったということで、私の努力が足りなかったことに対しまして深く深く反省をいたしておるわけでございます。

あと行政指導の部分につきましても、確かにございましたけれども、その辺についてもしっかり反省をし、二度と体罰をしないということを肝に念じて、その後、教育を行ってきております。

そういうことで、今後、みやま市におきましても、学校教育の場で体罰が行われないような学校づくり、しっかり教育委員会共々歩んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

1問目はこれで終わらせていただきます。ここで午前中の会議は閉じていただいて結構です。

○議長（荒巻隆伸君）

今、牛嶋議員の発言のとおり、1問目はこれで終わるということでございます。牛嶋議員の御理解をいただいておりますので、質問時間がまだ20分ほど残っておりますが、ここで休憩をさせていただいて、午後再開してから一般質問を続けていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。再開は1時半、13時30分から再開したいと思いますので、よろしく願いいたします。

午後0時20分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

それでは、午後の会議を再開してまいります。

10番瀬口議員におかれましては、午後から欠席届が出ておりますので、それを許可しておりますので、御報告をいたしておきます。

それでは、15番牛嶋利三君、途中からなんですけど、大変申し訳ございません。一般質問を再開してください。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

それでは、昼食が済んでの睡魔が襲う時間でございますけれども、通告どおり、第2問目でございます。

第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社の現状と今後についてお尋ねをいたします。

再度、6月議会に続いての確認でございますが、6月に質問いたしましたみやまスマートエネルギー株式会社との契約を含めた各般にわたる説明を求めるものであります。

タイトル1として随意契約について、第三セクターであるみやまスマートエネルギー株式会社との契約は見積り合わせも不要で、もちろん法的にも随意契約が可能と理解してよろしいのでしょうか。

タイトル2として地元企業の育成についてであります。①今までのみやまスマートエネルギー株式会社と締結していた電力小売業務システムの随意契約見直しや進捗状況、そして、その関連を尋ねるものであります。②として、地元企業育成について市長の考え方をお尋ねいたします。

タイトル3といたしまして、パワーホールディングスからの人的確保の状況につきまして、みやまスマートエネルギー株式会社はパワーホールディングスから派遣社員をスカウトする、このようなやり方は公的機関である市がやるべきことではないと思うところでございます。市長の考えをお尋ねいたします。

タイトル4といたしまして、みやまスマートエネルギー株式会社が九電の取次店になるよ

うな話を聞くところでございますが、全国自治体注目の事業であります。市長の考えと本当の事をお尋ねするものでございます。よろしく願いいたします。

なお、3番目の質問も残っております。私が多岐に質問することにちょっと問題があるかなと思って反省もするところでございますが、答弁のほうは簡潔にひとつよろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、第三セクターみやまスマートエネルギー株式会社の現状と今後についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の随意契約についてでございますが、地方公共団体の契約は、公正かつ経済性であることの確保の観点から、地方自治法第234条の規定により一般競争入札によることが原則となっております。

しかしながら、一般競争入札は不特定多数の者が参加し、場合によっては不信用、不誠実な者が落札し、契約の適正かつ確実な履行が得られないことも考えられることや、契約の性質によりましては、一般競争入札に適さないものもあること、また、手続が煩雑で経費の増大等の弊害を伴うなどの理由により、例外として指名競争入札や随意契約が認められております。

御指摘の随意契約は、競争入札の方法によらずに地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法であり、その規定につきましては、地方自治法施行令で定められております。

みやまスマートエネルギー株式会社との電力購入契約につきましては、同社は再生可能エネルギーを推進する第三セクターであり、エネルギーの地産地消による地域経済の循環や地域雇用を創出し、本市の施策を推進する上で連携していく必要があることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による契約の性質または目的が競争入札に適しないものとし、公共施設の高圧電力42施設、低圧電力88施設について随意契約を行っているところでございます。

次に、2点目の地元企業の育成についてでございますが、みやまスマートエネルギー株式会社の株主間の合意において、みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホール

ディングスが交わしている業務委託契約のうち、需給管理システム分については、2021年3月末まで継続するとしています。来年4月以降につきましては、みやまスマートエネルギー株式会社の社内において検討されることとなります。

本年8月開催の取締役会において、来年度のシステム事業者の選定経過について報告を受けております。公募による提案募集を行い、市内外の業者数社より提案がなされ、コストや業務の効率化などの観点から総合的に選考作業が進められております。

また、地元企業育成についての考えでございますが、地域の雇用や地域経済の活性化の観点から、その育成については、様々な制度を活用して取り組む必要があると考えております。

次に、3点目のパワーホールディングスからの人的確保の状況についてでございますが、会社間のことで、市がどこまで関与できるかという課題があると考えております。みやまスマートエネルギー株式会社とみやまパワーホールディングスの会社間において、退職や就職で職員の異動があったとは伺っておりますが、非常勤取締役の立場でもあり、人事案件につきましては経営陣が適切に判断されるものと考えており、コメントは差し控えさせていただきますと存じます。

次に、4点目でございますが、九州電力におかれましては、地域貢献のため、九州管内の自治体とさまざまな連携を取られております。本市におきましても、九州電力より地域振興やまちづくり、また、電力事業などの提案を受けており、連携の模索を行っております。

電力事業につきましては、本市は全国で先駆けの自治体として地域新電力会社であるみやまスマートエネルギー株式会社を立ち上げて以来、自治体新電力のトップランナーとして全国に知名度を向上させ、その取組については、グッドデザイン賞金賞を受賞するなど高い評価を得てまいりました。

本市にとってエネルギーの地産地消は重要な施策であり、今後もその推進による地域内経済循環で、みやまスマートエネルギー株式会社とともに地域の活性化を目指してまいり所存であります。

九州電力がお持ちであるノウハウやネットワークは、本市にとりましても連携のメリットは大きいと思いますので、本市が進める事業におきまして、各方面での連携を検討してまいりたいと考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

私の全ての持ち時間も11分というようなことで、制約内の時間でございますけれども、何せこれだけの資料を持ち合わせて質問に挑んでおるわけですね。ですから、今、市長の答弁書をいただいておりますが、これはまずもって中島議員の質問のときに、パワーホールディングスのほうからみやまスマートエネルギー株式会社に2人を入れてあるじゃないかというような部分のお尋ねがあったけど、ちょっとその部分だけ1点教えてください。

調査委員会を立ち上げて7名、市職員2名とあとの弁護士を含めた5名、総計7名で調査委員会を設置されたですね。その中の1人がこの新電力のいわゆる何ですか、今度の電力小売事業のアドバイザーとして迎えてあるとですか。その1点だけちょっとお尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

その専門家に関しましては、会社側が総合的に判断して、その方を選定いたしましたということでございます。（「入れてあるということですね。採用されてあるということですね」と呼ぶ者あり）採用じゃない。（発言する者あり）

アドバイザーとして契約でございますので、正式社員とかいうことではございません。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

今、部長と相談しながらということでも、毎回毎回大変失礼ですが、恐らくこの電力事業に関しては、もう少し市長も勉強してもらわんといかんと思うですよ。

それで、多岐にわたっておりますから、この質問は12月にもう一回、このまま質問させていただきたいと思います。よろしいですか。

○議長（荒巻隆伸君）

分かりました。では、3問目ですかね。

○15番（牛嶋利三君）（登壇）

それでは、3問目でございますが、通告どおりの清水山公園全体の管理、整備、そして、運営ということでお尋ねをいたします。

清水山公園は御案内のとおり、みやま市唯一の観光スポットでありまして、歴史とロマンに生まれ、九州オルレコースでも相当人気の高い公園であります。その管理と整備、運営をお尋ねいたします。

タイトル1といたしまして展望阻害の原因は何であるのか。清水山公園は昔から長崎県雲仙岳、そして、佐賀県多良岳等々の有明海を有する多くの地域を一望できました。ところが、今では本当にいろんな阻害物件、要因がありまして、眺望できないというようなところでございます。

タイトル2といたしまして、清水山三重の塔の早急な対応というようなことでお尋ねいたします。

今回は、その調査予算等々も計上いただいております。福岡県指定有形文化財でもある三重の塔の大事な基礎部分に今回の梅雨の大雨で入水したというような原因でございしますが、亀裂が入り、一部道路が下がっておりまして、相当数、今からは人が訪れるところでもございます。そうした観光客が危ない、早急な対応が必要であると思っておりますので、このことに対する管理、整備、運営をお尋ねいたします。

市長のほうからかな——ですね。三重の塔はすばらしいあれがありますが、誰が建てたのか、そうしたところもひとつ含めて御答弁をいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、清水山公園全体の管理、整備、運営についての御質問にお答えいたします。

まず1点目の展望阻害の原因はについてでございますが、清水公園からの眺望は、議員御指摘のとおり、隣接地の立ち木により阻害されております。また、女山史跡森林公園からの眺望も地元関係者から同様の御指摘を受けておりますので、本年度におきまして、立ち木所有者と協議を整えた上で眺望確保のための伐採を行うことといたします。

2点目につきましては、教育長より答弁をいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）（登壇）

続きまして、2点目の清水寺三重の塔の早急な対応をとのことでございますが、こちらは

私のほうから御回答させていただきます。

議員御指摘のとおり、本年7月の豪雨により清水寺三重の塔の敷地内及び周辺の地盤に複数の亀裂が生じております。このことにつきましては、昨年より僅かではありますが、兆候が見られたことから、これまでの間、伸縮計を設置しながら状況を観察してきたところでございます。

今回の7月6日の豪雨後の調査におきましては、伸縮計が最大で16ミリメートル伸びていることや、新しい亀裂が数か所にわたって発生していることが認められ、これからの対応や対策について協議、検討が必要な時期に来ているとの専門家の御意見もいただいております。

そこで、今後、三重の塔にどのような影響があるのか、また、どういった対応、対策が必要なのかを把握するために地盤調査をする必要がありますので、本議会において、清水寺三重塔付近地質調査・設計業務等委託料を補正予算としてお願いしております。

まずは早急に地質調査を実施するとともに、庁内の関係部署及び県とも協議を行いながら、本市の貴重な文化財の保護並びに観光に訪れる皆様の安全確保に向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

最後に議員御質問の誰が建てたかということに関しましては、もう少し調べてまいりますので、よろしく申し上げます。（発言する者あり）ありがとうございます。

○議長（荒巻隆伸君）

15番牛嶋利三君。

○15番（牛嶋利三君）

適切な御答弁ですね、市長、そして、教育長、御両名ありがとうございます。

特に展望公園の眺望に関しては、建設都市部長のほう、あるいは課長等々、しっかり現場を見ていただいて、早速、地権者等々とも御協議いただいております。本当にありがたいことでございます。

当然、市長も教育者として新入生を連れて、清水山等々は恐らく市長本人も幼少の時代に相当行かれて、眺望のよさは感じてあるところであると思っておりますので、よろしく願いしておきます。

それから、三重の塔、特に教育長、それに対する調査等々はしっかりやっていただくということでございますが、もちろん目的は整備をしていただくことなんですよね。ここまでやっていただいておりますということですから、遅滞なくというか、安心・安全なまちづくりの

一環として、ぜひひとつその取組を進めていただきますようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。よろしく願いしておきます。

2 題目でございますが、12月にまたよろしく願いしておきます。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさまでした。

それでは、続けて一般質問を行ってまいります。

続いて、5 番吉原政宏君、一般質問を行ってください。

○5 番（吉原政宏君）（登壇）

皆さんこんにちは。議席番号5 番、吉原政宏です。議長の許可をいただきましたので、一般質問を行ってまいります。

今年は新型コロナウイルスの世界的感染拡大というまれに見る災禍に見舞われております。しかし、こんなときでも自然災害はやってきました。おとといからの台風10号は、長崎県で最大瞬間風速59.4メートルを記録するなど過去に例を見ない強風に襲われました。

本市での被害、現在、特に大きな被害はあっていないという報告を朝、全員協議会で受けておりますが、まだその全容は明らかになっておりません。史上最大級の勢力ということで、数日前から市民の皆様も最大級の警戒で備えていましたが、九州各地に大きな被害が発生しております。このたびの台風対策に御尽力いただいた皆様に感謝いたしますとともに、被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

本市においては、昨年7月から9月の風水害、今年7月の豪雨災害と続いております。そして、今般の台風10号、今後も台風シーズンは続き、地震などほかの災害への備えも必要となります。こうしたコロナ禍の多重災禍の現実に、公助と言われる本市のこれまでの災害時の対応を検証し、常に改善を図るとともに、自らの命を守る力の自助、地域の連携で防災・減災を図る公助を充実強化し、市民、行政と一体になって乗り越えなければなりません。みやま市がより災害に強いまちとなるよう、次の事項について伺います。

事項1、現下の避難所はコロナ対策が不可避となっており、その運営について伺います。

分散避難等も呼びかけられておりますが、7月豪雨時の本市の避難所運営のコロナ対策とそこで浮かんだ課題及び今後の改善に向けた取組について伺います。また、今回の台風10号への避難所の対策についても後ほど伺いたいと思います。

事項2、昨年12月議会、私の防災についての一般質問への検討結果及び進捗状況について伺います。

具体的には、浸水による文廣、作出地区の農業被害と避難所となっている瀬高小学校近辺の冠水を防ぐための文廣ポンプ場の能力向上、2番目に自助、共助力を高める自主防災組織の設立推進、3番目に防災情報伝達力向上のための防災ラジオの貸与拡大についてです。

防災ラジオの貸与拡大については、当初予算と8月臨時議会補正予算で説明を受けておりますので、今後の具体的な市民への周知や募集、配付方法等を伺います。

事項3として、地域防災力の充実強化について伺います。

実効性のある自主防災組織となるために、現在設立している自主防災組織が今年7月の豪雨災害時にどのような活動をされたのか、この機会に活動調査をされてはと考えます。また、今年度から防災士育成の取組も始められる予定で、各自主防災組織に所属する防災士の育成で、新たな目線による自主防災活動の活性化が期待されます。現在の設立時だけではない継続事業への補助制度も今後必要になってくると考えます。地域防災力の充実強化について伺います。

以上、御答弁をよろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

では、吉原議員さんのより災害に強いまちづくりをとの御質問にお答えいたします。

本年は、全国的に新型コロナ感染拡大防止と、大雨や台風に備えた複合的な災害対応が求められております。

本市では、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアルを作成し、避難者の検温や発熱者対応の避難所を開設するなど、新たな取組を加えて災害への対応を進めてきたところです。

まず1点目のコロナ禍の避難所運営についてでございますが、今回の7月豪雨では、浸水区域となる地区公民館の避難所開設は見送り、コロナ禍の3密防止のため、小・中学校体育館を中心とする指定避難所のみを開設することといたしました。

また、これまで避難準備情報の発令時期を見直し、早めの避難を促したこともあり、避難者への検温や発熱者に対する対応においては、大きな混乱は生じなかったところです。

一方で、7月6日16時30分に発表されました大雨特別警報前後では、特に市内南部に大雨をもたらし、舞鶴雨量観測所では1時間雨量が最大となる66ミリを記録し、16時現在90名であった避難者は、18時には565名、20時には1,027名、22時では最大となる1,139名の方が避難をされております。

特にまいピア高田やあたご苑には多くの方が避難され、予定していた避難定数を上回る状況が生じた反面、近隣の体育館への避難者は少なく、より施設環境が整った避難所へ避難される傾向が見受けられました。

これからの台風シーズンを前に、まいピア高田やあたご苑におきましては、これまで和室のみだった避難スペースを会議室などにも広げ、避難者定数の確保に努めてまいりたいと考えております。

また、瀬高地区におきましては、多くの地区公民館が浸水想定区域となっていることから、小・中学校の体育館を避難所として開設いたしました。暑さ対策のため、空調設備が整っております旧本郷小学校や旧上庄小校舎の空き教室を避難所として活用することも検討してまいりました。

次に、2点目の昨年12月議会の一般質問の検討結果についてでございますが、1つ目の文廣ポンプ場の能力向上につきましては、現在の排水能力が毎秒6立方メートルであり、上流からの流量に対し、現施設のみでの強制排水には限界が生じていると認識しております。

なお、今回の豪雨時には、国土交通省より作出地区に排水ポンプ車を設置していただき、冠水被害の軽減につながっております。

このようなことから、今後新たな施設、もしくは現施設の能力アップにより、さらなる強制排水の増強が必要であると考えております。市関係部署とも十分協議を重ね、国、県、関係機関へ要望してまいります。

2つ目の自主防災組織の設立推進につきましては、昨年度、県の防災訓練を実施いたしました大江校区を中心に設立推進を行ってまいりましたが、新たな設立は1団体にとどまっております。

本年度は、洪水ハザードマップの浸水想定区域となっております下庄校区の区長様方へ、市の防災訓練や研修会を開催し、組織化を進める予定でしたが、コロナ禍の中で具体的な取組までは至っていない状況でございます。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない状況ではありますが、防災研修の区長様への

参加呼びかけを絞り、少人数での研修会や出前講座を実施するなど、継続して組織化に取り組んでまいりたいと考えております。

3つ目の防災ラジオ貸与拡大による配付方法につきましては、8月の補正予算によりまして、今年度1,050台の防災ラジオを新たに購入することといたしております。

まずは、河川の氾濫による家屋倒壊等氾濫想定区域にお住まいの世帯に優先的に配付し、次に携帯電話のメール機能を利用していない高齢者や障がいのある方々への配付を予定しております。

周知や募集方法につきましては、まずは広報での募集を行い、併せて避難行動要支援者名簿による把握、また、状況に応じて区長様や民生委員の方々のお力添えをいただきながら、申請による配付を予定いたしております。

次に、3点目の地域防災力の充実強化についてでございますが、議員御指摘のとおり、毎年のように起こる豪雨災害時の自主防災組織の活動につきましては、梅雨時期を前に避難訓練や防災出前講座を継続的に行われている組織はございますが、全体的な活動実態は把握できていない状況でございます。

自主防災組織の活性化のため、本市では防災士育成の取組を新たに始めたところです。

自然災害による人的被害を最小限にとどめるためには、共助の取組が重要になってまいります。大雨時の避難の呼びかけや避難行動要支援者の把握など、防災士の存在が地域防災力の向上に寄与できるものと期待いたしているところです。

また、遅れております防災対策室長を9月下旬に配置できる予定でございます。

今後は、市と防災士の連携を図り、地域での防災活動の定着化を進めるとともに、より多くの行政区にその活動を広めながら、地域防災力の向上に努めてまいる所存でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

御答弁いただきました。毎年のように甚大な災害に見舞われるみやま市でございます。これまでの災害で、いろんな防災に対して経験や教訓を得られていると思います。より災害に強いまちをつくるためには、いつ発生するか分からない災害に備え、リスクへの迅速かつ的確な対応を行うことはもちろんですが、今回、史上最強とも言われておりました台風10号への対応は、前例やルールにとらわれず、柔軟かつ臨機応変に対応する市長や行政の皆さんの

判断、時期を見逃さない適切な指示が必要かつ重要だったのではないかと考えております。

まず、具体的事項に入る前に、今回、多くの市民の方が不安に思われておりました台風10号を迎えるに当たって、市長がどういう形で対応に当たられていたのかをお伺いしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

令和2年の台風10号に伴う対応について御説明申し上げます。

9月4日の15時30分に第1回の災害警戒会議を開催いたしました。そして、第2回の警戒会議を6日8時半、そして、9月6日13時に災害対策本部を設置いたしております。そして、同時に避難準備・高齢者等避難開始情報を発令いたしまして、27か所の避難所を設置いたしました。そして、そのうち4か所に福祉避難スペースを設置しております。この際、避難場所を前回は体育館としておりましたけれども、やはり冷暖房等の必要性を考えまして、各小・中学校の教室等を充てるように変更しております。

あと、同じく9月6日15時に第1回災害対策本部を開議し、職員の配備体制を18時から第2配備体制とすることといたしました。第2配備体制の詳細については、総務課長よりも説明があると思います。もし質問があればお願いをいたします。

また、6日20時30分、第2回の災害対策本部会議を設置いたしました。この折、筑後川河川事務所よりリエゾンとして2名、自衛隊から1名、柳川警察署から2名おいでいただいて、この会議にも参加していただいております。

9月7日に移りますが、夜中に台風10号が接近してまいったわけでございますが、9月7日の午前9時に第3回災害対策本部会議を開きました。そして、避難状況と、また、被害状況等も随時入ってくる分について話をしながら対応を進めていったわけでございます。そして、10時55分、みやま市の暴風波浪警報が解除されましたので、12時に避難準備・高齢者等避難開始情報の解除をいたしまして、12時には全ての避難所を閉鎖いたしました。そして、第2配備体制も同じく職員の配備体制を解除したところです。14時に第4回の災害対策本部会議を開き、被害状況等を確認しながら、災害対策本部の解散を行ったということでございます。

流れについては以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

今回の災害対応で、みやま市の防災に対する経験値が上積みされたと思います。現状に甘んじず、さらに上積みし、また、市民に安心を与えられるように具体的事項から聞いていきたいと思います。

まず、7月の豪雨時は1,139の方が避難された。今回の台風は、最大時、全協で説明がありました。1,811の方が避難されたということで、約600名以上の方が増えたということですね。マスコミ等の報道で、市民の方の防災意識がかなり高まっておる結果ではないかなと思っております。

今回、避難所を見直されたと思いますが、27か所で避難所を開設されておりますが、合計の受入れ可能人数というのは何人ぐらいで想定されたのか、伺いたしたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

枕嶋総務課長。

○総務課長（枕嶋晋治君）

先ほどの避難所の受入れ可能人数でございますけれども、今回、非常に台風前の電話の問合せが多うございました。恐らく多くの市民の方が避難されるだろうという予測をしていたところです。

避難所に当たりましては、基本的には今までスペースを確保して受入れをしておったんですけれども、できる限りの避難者を受け入れてほしいということで避難所のほうには指示をいたしております。

また、学校の校舎を開けておりましたので、予定している教室が満室になった場合はそのほかの生徒の教室まで含めて避難所のほうを開設してほしいということで、学校のほうにもお願いをしておったわけでございます。

そういった点から、最大の避難者数の定数につきましては、できる限りの受入れをするということで定めてはなかったところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

定数を定めていなかったということですが、私もおととい避難所が1時に開いて、3時から5時ぐらいの間に5か所ぐらいの避難所を見て回らせていただきました。やっぱりまいピアは400人以上の方、あたご苑も200人以上の方がいらっしゃって、本当にロビーから廊下にあふれて、皆さんが多目的ホールも含め各教室、全部使って避難されている状況でありました。その後、私の住んでいる校区であります下庄のふるさと館、瀬高小学校、瀬高中学校を回らせていただきました。

瀬高小学校、瀬高中学校の校舎は、結構ゆったりと区分けして避難してありましたので、私のよく知っている御家族の方も瀬高小学校に避難されておまして、後で聞いたら快適に——快適にとまではいきませんが、過ごすことができたということで、ありがたく思っているということでございましたので、報告したいと思います。

また、今回4か所、まいピア、あたご苑、げんきかん、そして、先ほど言いましたふるさと館がすぐに満杯になったということで、ほかの避難所に回されたということがあったかと思えます。この中のやり取りで特に大きなトラブル等はなかったのかどうか、伺いたいと思えます。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

先ほど避難スペースをロビーまで膨らかして避難受入れをしましたので、まいピア以外はそうトラブルはなかったと伺っております。

ただ、まいピアにつきましては、やはり多くの方が避難をされておりますので、満室になった状況でも避難の方が中に避難されたということで伺っております。

また、開所前の時間帯から行列ができていたような状況でございましたので、その先、避難所に入る際に優先順位といいますか、後に来られたから整理番号を配ってくれとか、そういったところの話はあったようでございますけれども、満室に関する問合せについては、先ほど言いましたまいピアのほうは1か所あったようでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

特に大きなトラブルがなかったなら安心しました。避難されている方は、多くの方は移動手段を持たないで、ほかの避難所に行ってくれと言われても、災害時、大きな雨は今回降っていなかったんですけど、そういったときの移動手段とかも今後手だてが必要ではないかと感じたところであります。

また、6月臨時議会の補正予算で防災用品の購入を決めております。具体的には体温計や段ボールベッドを200、パーティション——仕切りですね、仕切りを250、折り畳みマットを500、テントを250、購入予算を通しておりますが、こういった資機材の購入及び今回の7月、そして、台風10号に対しての避難所での活用状況について伺いたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

今年の補正予算で購入いたしました段ボールベッド、パーティションにつきましては、一般の避難所では活用いたしておりませんけれども、4か所設置いたしております福祉避難所のほうで使用いたしております。

また、テントにつきましては、授乳スペース——事前に授乳スペースはあるかという問合せがございましたので、テントにつきましては、各避難所に1つ、授乳スペースということで使用いたしております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

市民の方もコロナがうつらないようにということで、うつったら嫌だと思って避難されない方もいるかと思えます。今回、ホテル避難とかも多くの方がされておりました。できれば、みやま市の場合、残念ながら宿泊施設が清水山荘しかないんですけど、清水山荘も場所的に今回閉鎖されていたということでもありますので、安心な避難所施設のためにこういった資機材も有効に活用していただきたいと思えます。

また今回、幸いにもみやま市では大規模な停電はなかったんですけど、最大時、九州全県において、鹿児島県が一番多かったかと思うんですけど、約47万戸で停電が発生しております。今朝の時点でもまだ9万戸以上の世帯で停電が続いておりました。

今回、本市の避難所運営について、この停電対策、対応や備えはできていたのかどうかを伺いたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

避難所の停電対策につきましては、今年度の当初予算におきまして発電機の購入を予定いたしておったところでございますけれども、コロナの影響で納品が遅れておりまして、届くのが今月18日に届くということで、今回の台風につきましては、避難所での発電対策がちょっとできていない状況でございました。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

今回は残念ながら間に合っていなかったということですが、昨年、台風被害があった千葉県では22日間も停電が続いておりました。早急に発電機ということで、可搬、持ち運びができるような発電機ですかね、こういったのを各避難所への備えで支給していただきたいと思っておりますとともに、大きなまいピアでありますとか、山川のげんきかん、市民センター、あるいは今度できます総合市民センターでは、もっと大きな、例えば、太陽光発電設備に伴った蓄電池の整備や、あるいは電気自動車も蓄電池代わりになるということで、そういったものも考えられますので、大規模な避難所への対策も今後考えていただきたいと思っております。その辺、市長いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

そのことも検討いたしまして、レンタル等でも借りることができるということで、今進めておるところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

停電時でも照明や空調が使える、携帯電話、スマホの充電も可能な市民が安心して頼れる避難所をつくっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

また、先ほどから言っておりますように、今回、分散避難が呼びかけられていまして、在宅避難、友人、親戚宅への避難、そして、ホテル避難も増えたと思います。

今回は台風だったんですけど、東日本大震災以降、防災拠点として道の駅の機能や設備の整備が進められております。現在、道の駅みやまの防災の位置づけと現在有する機能について伺いたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

道の駅の防災に対する位置づけでございますけれども、特に大規模災害を想定いたしまして、防災拠点としての位置づけがございます。特に地震等の大規模災害につきましては、みやま市以外にも近隣の柳川、大牟田、いろんなどところで震災が起こると思います。そういった際の物資搬入の拠点として道の駅は位置づけをされております。

また、消防署の裏側につきましては、大規模災害の際に支援者を受け入れるための施設として駐車場のほうを確保いたしております。

また、道の駅につきましては、一部は太陽光発電と蓄電池が備わっておりますので、そちらのほうの充電等は一部対応ができるかなというふうに思っておるところでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

太陽光と蓄電池があるということで、充電も可能ということですね。

災害が、いざ地震とか発生したら、熊本地震のときも車中泊の方が多く過ごされました。いざというとき、市民が車中泊に適した場所を探すのは容易ではないと思います。地震の後、余震への警戒時、あるいは長期間の停電時など、車で一時的に安全に逃げられる場所、先ほど言いました道の駅の駐車場であったり、消防署の裏の広場であったり、こういったことを車中泊可能な場所として市民のほうに事前に周知を図っていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

梶嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

まず、道の駅でございますけれども、長期的な災害の際の待機場所としては、先ほど言ったとおり、支援物資の応援があったりする場合は、そちらのほうを車中泊の場所として確保するのは厳しいかなというふうに思っております。

また、道の駅につきましては、市内にかかわらず、多くの通行される方の利用施設ということに位置づけがされております。みやま市民の方だけに車中泊という周知は非常に困難な状況でございますので、周知をするにしてもいろんな課題があるのかなというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

様々な課題はあろうかと思いますが、コロナ禍で避難所の環境や運営の改善が求められております。これまでの常識は抜本的に見直される必要もあると思います。柔軟かつ臨機応変な姿勢、先ほども言いましたが、不安な気持ちで避難される市民の方々に寄り添ったこれからの新しい避難所運営をお願いしたいと思います。

続きまして、具体的事項2に移ります。

7月豪雨ではみやま市も大きな被害を受けましたが、お隣の大牟田市ではもっと大きな被害が出ております。私の友人も大牟田の三川地区というところで居酒屋さんを経営していて、そこが全部つかってしまって、私もお手伝いに行ったんですが、災害廃棄物を仮置場のほうへ搬入していきました。

豪雨が起こる前までは普通に家の中で使えていたもの、家具、畳等々がうずたかく山のよりに積まれておりました。みやま市ではこういった光景はぜひ見たくないなと思いながら、お手伝いをしていた次第です。

そんな中、昨年8月の豪雨で文廣ポンプ場について質問させていただきました。質問の後に地域住民への説明をされるということでありましたが、地域住民の方への説明会についての内容をお教えいただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

お答えします。

その件につきましては昨年度実施しておりまして、引き続き今年度も行っているところですが、詳細につきましては建設課長のほうよりお答えをさせていただきます。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

まず文廣地区、それから、作出地区のほうと今年の豪雨後に意見交換を行ったところがございます。この中には、国土交通省の河川事務所のほうからも出席をいただきまして、国、それから市、そして、住民の方たちと意見交換を行いました。

それで、昨年8月豪雨のときの問題点や課題点、地元としてどう改善につなげたいかというような御提案をいろいろいただいて、その後一度持ち帰りまして、また再度、その回答となる協議を年明けに行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

地域の方の納得と共感を得ながら進められているかと思います。

今回、7月豪雨の際は国交省より排水ポンプ車を設置していただいたということで、本当にあの辺の水が今回はあまり冠水せずに、また、引きも早く非常に助かったと思っております。

この排水ポンプ車自体は、いざ、みやま市が困っているということであれば、いつでも借りることは可能なんではないでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

ポンプ車自体は、矢部川出張所のほうにも1台配置がされております。しかしながら、九州管内、あるいは全国になるかと思えますけど、優先順位というか、被害が拡大しているところ、大きいところについて、そこにポンプ車のほうが結集するという形になると思えますので、全てみやま市に来るとは限らないということでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

全て来るとは限らないということであれば、なおさら国、県、関係機関へ、この答弁書にもありますが、要望して、今後、新たな施設、もしくは現施設の能力アップを図っていただきたいと思えます。

見通しについてはいかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

見通しにつきましては、誠に申し訳ございませんけれども、今、この場でどうということも申し上げられませんけれども、市長をはじめ、今後、国のほうの機関であったり、そういったところに働きかけをするような準備を今行っているところでございます。

特に先ほども議員さんおっしゃったように、ポンプ1台の能力であれだけの効果といたしますか、ある程度の被害軽減が図られたというふうに我々も思っておりますので、答弁のほうでもありましたとおり、ぜひ増強なり、新設なりは必要なんだという認識は持っておりますので、もうしばらくお待ちをいただきたいというふうに思います。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

あわせて、今回、広報みやま8月号の表紙に太神地区の冠水状況が大きく載っております。南校区のほうでも大きな被害が出ております。堀切、そして、河内のポンプ場の整備も

併せて行われると思いますが、これについても答弁いただければと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

富重建設都市部長。

○建設都市部長（富重巧齊君）

決してそちらのほうを忘れていたわけではございませんで、今回、文廣という言葉で質問をいただいておりますので、こういった回答になっておりますが、当然あちらのほうも考えておりますし、同じような立場で臨みたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い致します。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

ありがとうございます。

続きまして、防災ラジオの件に移りたいと思います。

大分県日田市、ここも災害が多いところなんですけど、ここでは今年4月に希望世帯へ配付を開始し、今までの警報の音や文字だけではなく、クリアに聞こえる音声での防災ラジオからの直接の呼びかけで大変だと早い段階から避難準備や避難行動を取られた——今回7月豪雨に対してはですね、多かったという新聞記事も載っております。情報弱者とされる御高齢の方々にも確実に情報が伝わる手段としていただきたいと思います。

1,050台ということで、説明によりますと、700件が浸水想定区域の方々ですかね、300台を高齢者であったり、障がいをお持ちの方に配付されるということではありますが、いつから募集、そして、配付はされる予定なのでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

椛嶋総務課長。

○総務課長（椛嶋晋治君）

募集時期につきましては、正確に定めていないところでございますけれども、防災ラジオの購入を今進めておまして、今年度中には納品を予定いたしております。

まず、700台の河川氾濫によります家屋倒壊区域、そちらのほうの把握をまずした上で、防災ラジオの台数を確定したいというふうに考えております。そのめどが立った段階で高齢者の方々等への募集を開始したいというふうに思っておりますので、具体的な日程につきま

しては、今のところ、その進捗状況を見ながらということになりますけれども、来年度、出水時期前には完了するような準備を進めたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

ラジオを設置しても聞こえにくい地域もあるということも聞いております。ラジオ設置時の補助として、例えば、家の中でどこに置いたら聞こえやすいとか、アンテナの設置もされると聞いておりますので、特に御高齢の方々が多くなるかと思っておりますので、そういったフォローまでぜひしていただきたいと思っております。

また、先ほど言ったのは日田市の例ですけど、停電が続くと、電池切れでせっかくあった防災ラジオが使えなかったということもあったそうです。ですので、併せて配付時に電池の常備等々もぜひ御案内をしていただきたいと思っております。

災害時に何より重要なのは、的確な情報発信、そして、情報収集だと思います。スマホなどを持たずに情報が伝わりにくい方もいらっしゃいます。その情報を自動受信できる防災ラジオを早期に必要な人に配付し、市民目線に沿った情報発信を行っていただきたいと思っております。

また、今回の台風10号の際、私はみやま市の公式のSNSであります公式LINE、公式フェイスブック、公式ツイッター、3つとも登録しておりますが、こういったところから避難情報が逐一入っておりました。今年度から取り組まれているかと思っておりますが、現在のLINE、フェイスブック、ツイッターの登録者の状況を分かったら教えていただけますか。

○議長（荒巻隆伸君）

久保井秘書広報課長。

○秘書広報課長（久保井千代君）

私のほうからお答えをさせていただきます。

昨日現在におきまして、LINEにつきましては1,155人、フェイスブックにつきましては247人、ツイッターにつきましては286人の方に御登録をいただいております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

市民の数でいくと、まだまだ登録者数が少ないのかなと思っております。

今回の台風災害、避難所運営に当たり、何か登録者数も増やすような工夫をされたのかどうか、伺いたと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

久保井秘書広報課長。

○秘書広報課長（久保井千代君）

お答えいたします。

おとといですかね、避難所のほうに、こういうときに御登録をいただいたらいいねということで、3つほどの避難所のほうにQRコードを書きましたボードをお持ちいたしました。次またこのような避難があるときは、もっと早めに準備をして、避難所の受付の横にでも置いておたらいいなと今思っておるところでございます。

それとまた、市役所の窓口カウンターのほうにも同じボードを設置いたしております。今後またホームページや広報等でも、もちろんあらゆる機会を利用いたしまして、登録者の増につなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

今後も引き続き登録者増加の工夫を図っていただいて、防災に限らず、幅広い市の情報発信に努めていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

3番目の自主防災組織の件ですけど、昨年度まだ1団体しかできなかったということで、みやま市は149の行政区があります。それで、61の設立になったかと思っております。これを率に直すと約41%。総合計画では目標を3年後に70%ですので、105まで増やしたいということでもあります。

今年はコロナ禍でなかなか説明会等々ができなかったということではありますが、自主防災組織の役割は大きなものがあります。平常時は防災意識の普及や啓発、防災訓練の実施、資機材の点検、災害発生時は避難の呼びかけ、誘導、災害時要援護者の安否確認など大きな役割を担っております。新たな設立のためにも、具体的事項で質問しております継続事業とい

いますか、活動の把握というものが必要になるかと思えます。

3に移りますけど、なぜしたかという、横のつながりをつくってもらいたいなと思っております。調査するのが目的ではなくて、この調査をどう生かすか、あそこの自主防災組織はこういう活動をしている、だったら私たちもこういう活動ができるんじゃないか、そういった促進にもつながると思っております。

現在、答弁にはそういった把握ができていない状況であるということではありますが、今後、こういった活動把握をされるべきだと思いますが、いかがでしょうか。市長のほうに答えていただければと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

吉原議員さんおっしゃるとおりだと思います。

ただ、まだまだ自主防災組織については、しっかり訓練をやっているところもあれば、そうでもないところもあるというふうに向っております。また、今月下旬に防災対策室長を配置するようにしておりますし、今後さらに自主防災組織が組織され、そして、機能化できるように、市としても研修会等も含めて開催しながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

自主防災組織の活性化の一つとして、今年度、防災士の養成を県の事業を取り入れながら始められます。

防災士の役割としましては、平常時が先ほど言いました自主防災組織の活性化、防災訓練の主体的な実施やアドバイザーとしての活動、また、災害時は公的支援が到着するまでの被害拡大の軽減に対応する中心的な役割になるかと思えます。

今年度は4名ですかね、県のほうの養成講座に派遣予定ということではありますが、将来的にはみやま市で何人ぐらいの防災士を養成したいと考えられているのか、伺いたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋総務課長。

○総務課長（柁嶋晋治君）

現在のところ、目標数値につきましては、何人というのは定めておらないところなんですけれども、やはり1自主防災組織に最低1名ないし2名は欲しいなという感覚でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

先ほど言いました大分県日田市、ここも災害が多いところなんですけど、市内に600人以上の防災士の方がおられるそうです。164ある自治会に少なくとも——さっき課長が答弁していただいたように、少なくとも1人は防災士がいるということです。

防災リーダーの人材育成というのは、今後、大変重要なことになってくると思います。ぜひ全自主防災組織への配備を目指していただきたいと思います。そのために、今回は県の事業にのっかって4名ということなんですけど、実は防災士養成講座はその土地土地でも開催することができるかと聞いております。ぜひみやま市でも防災士養成講座を開催してみれば、将来的な話なんですけど、いかがかなと思っておりますが、どうお考えでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

柁嶋総務課長。

○総務課長（柁嶋晋治君）

防災士の育成研修でございますけれども、取りあえず、県のほうの事業が約5年程度実施が継続されるんじゃないかというふうなことを見込んでおるところでございます。まずは県のを活用しながら取り組んでいきますけれども、その後、県の事業が終了する見込みでありましたら、自主防災組織の設立団体の数、そういったところを見ながら、市の研修については、1つは広域連携というのもあるのかなというふうには思っているんですけれども、そういったところは検討してまいりたいというふうには考えております。状況を見たいというふうには思っております。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

防災士養成講座を地元で開催する利点としましては、受講生が参加しやすく、また、一度の講座でみやま市に多くの防災士が誕生し、地域防災力の向上を図られる。また、同じ知識

を持った仲間がいることで、組織間の横のつながりが生まれるということが考えられるかと思えます。

こういった防災士が新たに養成されると、その防災士が活躍していただけるフィールドが必要になってくるかと思えます。今、みやま市の自主防災組織は設立時の200千円だけの補助制度となっております。

今後、大きな額は考えていないんですけど、よその自治体では継続事業への補助もされているところがあります。例えば、地域住民への啓発チラシを作ったり、避難訓練や消火訓練の燃料費や材料費、地域での研修活動、講師謝礼や資料購入費の補助など大きな額じゃなくても、みやま市として自主防災組織の継続、発展を思っているというこういった育成事業も今後必要じゃないかと思っておりますが、市長の考えはいかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

今、吉原議員さんがおっしゃった部分も含めて、しっかり考えてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

昨年12月議会でもこのことは申し上げたんですが、現在、宝くじの社会貢献広報事業として、みやま市が公民館の補助事業を申し込んでおりますが、この中にコミュニティー助成事業として地域防災組織育成助成事業というのもありますので、こういった事業もぜひ活用していただければ、市の予算も使わなくていくのかなと思っておりますので、ぜひ検討していただきたいと思えます。

また、より自発的な防災活動を推進し、まだできていない地区の方にも啓発につながるような取組をしていただきたいと思います。

あと、ちょっと具体的事項からは外れるんですけど、ほかの自治体がやっている中で幾つか提案をさせていただくと、例えば、2年前の朝倉市では災害に強いまちづくりを目指して、平常時から災害時の支援ボランティアを事前登録して募集してあるそうです。いざというときになかなか人手がですね、今回、コロナ禍ということで県外から集められないというのも

あれば、ぜひ事前に市民の方からそういった方々を募っておくというのも有効かと思えます。

また、先ほど自主防災組織の件を話させていただいたんですが、地域によっては今回の避難所運営ですね、多発する大規模災害の発生に対応するため、自主防災組織を主体とした避難所運営委員会というのをつくられて、避難所の円滑な開設、あるいは運営体制を整備されているところもありますので、行政職員さんだけでなく、こういった地域の方々と一緒に避難所運営というのを今後考えられていくことも必要かと思っております。

今後は、今回のような地球温暖化で海面水温の上昇による台風の巨大化や、積乱雲の発達により線状降水帯を伴うゲリラ豪雨、また、南海トラフ巨大地震や極端な暑さや寒さへの対応など様々な災害から命を守らなければならないと考えます。

災害に強いまちとは災害がないまちではなくて、災害が起こってもその被害を最小限にとどめ、市民に寄り添ったしっかりとした対応ができるまちだと考えます。

最後に、防災力の強化について、災害に強いまちづくりについて市長の考えを伺いたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

昨日も大型台風が接近し、市の防災力はますます強化が必要であるというふうに認識を新たにしておるところでございます。

先ほども答弁の中で申し上げましたように、市では今年度より防災士の育成を始めたところですし、防災士は自主防災組織のリーダーとして組織の活性化と活動の定着化が期待されるものですし、地域防災力の向上につながるものと考えております。

あわせて、市と防災士の連携を図りながら、また、自主防災組織との連携も図りながら、市全体の防災力向上を目指して取り組んでまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

5番吉原政宏君。

○5番（吉原政宏君）

自助、共助、公助それぞれの役割を明確にして、今の対策で安心せず、常に被害を最小限に抑えるよう地域防災力の充実と強化を図り、より災害に強いみやま市となるために今後も

常に改善を図る取組をお願いしまして、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（荒巻隆伸君）

お疲れさまでした。

それでは、ここで暫時休憩をしたいと思います。再開は3時ちょうどから行いたいと思います。よろしく申し上げます。

午後2時47分 休憩

午後3時00分 再開

○議長（荒巻隆伸君）

休憩を閉じて会議を再開してまいります。

引き続き一般質問を行ってまいります。

本日最後になります。7番古賀義教君、一般質問を行ってください。

○7番（古賀義教君）（登壇）

こんにちは。7番議員古賀でございます。議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

重要な課題とは思っておりましたけれども、これだけ関心を持っていただければ本当に頑張ります。

主題が、人口減少対策に向けた定住化対策の促進について。

人口減少が止まらない。将来の人口ビジョンによれば、40年後の人口は1万5,000人となっております。人口減少を食い止めるには住環境整備の促進と市有地を活用した定住化対策に即効性があり、効果的と考えております。これについて質問させていただきます。

今年3月発行の人口ビジョンによれば、今申しましたとおり、40年後は1万5,000人、現在の人口の4割、40%になる信じ難い数字が出ております。その人口減少を食い止めるには住環境整備の促進と市有地を活用した定住化対策に即効性があると考えております。どこの市町も同じ課題を抱え、既に多くの市町が定住促進事業に取り組んでいます。総務委員会では、人口減少及び人口減少による財政逼迫が重要課題と捉え、定住促進について研修を重ねてきました。

岐阜県の郡上市は行政と一般社団法人が空き家をリフォームした後に移住者を募集、福井県の若狭町は新規就農と分譲施策で定住促進、兵庫県の赤穂市は実際に最長2週間住んでいただくお試し暮らし住宅、岡山県の高梁市は空き家、空き店舗と地域おこし協力隊を活用し

た定住促進事業を行っています。それに加え、どこの市町も住宅、結婚、出産、子育て助成を行い、自分のまちの特性を生かし、様々な住宅政策などに取り組みながら定住促進の答えを出しています。

みやま市には多くの未利用地があり、何年も放置されていますが、その未利用地の今後の活用方法をお聞きます。

タイトル1といたしまして、昨年度における市の各種定住化施策の実施状況とその事業効果についてお聞きます。

2番目に、総合計画や総合戦略において、市の未利用地を活用し、魅力ある住宅団地の造成を推進しますとあるが、現在の進行状況についてお聞きます。

3つ目、東町団地跡の分譲に係る入札が不調になりましたが、その原因や跡地についての問題点をどう分析しているか、市の考え方を聞きます。

4つ目は、学校跡地の問題、これを今後どういうふうに活用していくか、お聞きます。

以上4点よろしくお願いたします。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

古賀議員さんの人口減少に向けた定住化対策の促進についての御質問にお答えをいたします。

まず1点目の市の定住化対策の取組状況とその効果についてでございますが、議員御承知のとおり、本市では平成27年10月に第1期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、新婚、子育て世帯の家賃補助や奨学金返済助成などの若い世代の転入促進の取組、あるいは子ども医療費の拡充や保育料の軽減、第3子以降出産祝金制度といった子供を安心して産み、育てられる環境づくりなど、人口減少対策に積極的に取り組んでまいりました。

昨年度の事業実績でございますが、新婚、子育て世帯の家賃補助につきましては、申請件数が89件と平成30年度の93件とほぼ同程度となっております。奨学金返済助成につきましては、昨年度が4件と平成30年度より2件増加しております。また、第3子以降出産祝金制度につきましては、昨年度は60件で、平成30年度の61件とほぼ同程度となっております。そのほか定住支援ポスターやみやま市移住ガイドブックをリニューアルし、市内外の不動産業者やハウスメーカー、産婦人科等に配付するなど、本市への移住・定住を広くPRしてまいり

ました。その効果でございますが、社会動態の推移で見ますと、平成26年度は転出数が転入数を295人上回っておりましたが、平成29年度で76人、平成30年度で18人とその差は縮小しております。令和元年度は63人と若干戻しておりますが、各事業の効果は徐々に表れているものと考えております。本年3月には令和2年度から5か年にわたる第2期みやま市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、4月からは新たにマイホーム取得支援等の取組をスタートしております。人口減少に歯止めをかけ、持続可能なまちを目指し、引き続き総合戦略に掲げる目標達成に向けて取り組んでまいり所存でございます。

次に、2点目の市の未利用地である公営住宅跡地等の活用の状況につきまして、現在の進行状況でございますが、未利用地などの活用の見込みのない土地等につきましては、総合計画や総合戦略におきまして、住宅地としての造成の推進を掲げ、入札等による売却を検討してまいりました。これまでに東町団地跡地、あたご苑北東用地について入札を実施し、あたご苑北東用地につきましては、本年7月に住宅用地として売却することができております。今後、入札不調に終わっている東町団地跡地はもとより、堀池園団地跡地など、方針を定め、未利用地の活用を推進してまいります。

次に、3点目の東町団地跡地の分譲に係る問題についてでございますが、議員御指摘のとおり、東町団地跡地の分譲に係る入札をこれまで2回実施いたしましたが、応札者がなく、不調となっております。本市の鑑定評価を基に設定している予定価格と民間業者の設定価格に開きがあることなどが主な原因であります。この地区は不動産の取引が少なく、売買の実勢価格がつかみにくいことが一つの要因となっているようでございます。本市といたしましては、分譲地としての有効活用が最適であると方向性を示しておりますので、今後も他の自治体の売却実績など、その手法を研究し、売却に向けた取組を進めてまいります。

また、民間事業者との事業協力の提案をいただいておりますが、民間のノウハウを生かした跡地活用方法などはその情報収集に努めながら研究をしてまいります。

なお、組織体制につきましては、跡地活用の方針に基づき、より効率的な組織運用を図ってまいり所存でございます。

次に、4点目の学校跡地の活用についてでございます。

現在、学校再編に伴う未活用の学校跡地は、山川東部小学校、竹海小学校、本郷小学校、上庄小学校の4校がございますが、当面の間は地域の活動等にお使いいただけるよう体育館、運動場等を開放しております。利用状況は地域によって違いがございますが、体育館はジュ

ニアバレーボールや3B体操、剣道、太極拳などに利用され、運動場は少年野球、少年サッカー、グラウンドゴルフ、盆踊りなどスポーツや地域のイベントに利用されております。また、山川東部小学校と竹海小学校では校舎の一部を公民館支館の事務室として使用されており、本郷小学校の校舎は総合市民センター完成までの代替施設として、23の団体によりほぼ毎日利用されております。

一方、施設の維持管理費ですが、本年度分につきましては、見込みにはなりますけれども、山川東部小学校、竹海小学校、本郷小学校、上庄小学校の4校で10,000千円程度になると予測しております。

現在の跡地検討委員会の協議状況でございますが、議員も御承知のとおり、山川東部校区と竹海校区からは平成27年10月に、みやま市学校跡地活用に関する意見書として、既存施設を有効利用する案を御提案いただきました。しかし、管理運営の主体や大規模改修費用といった財政上の課題もあり、活用策の決定には至っておりません。現在、庁内において本郷小学校、上庄小学校も含めた跡地活用の方向性について整理を行っておりますので、市としての具体的な選択肢が掲示できる段階になりましたら、各校区との協議を行い、跡地活用を進めてまいりたいと考えております。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

答弁ありがとうございました。1番の事業効果、2番の進行状況については分かりました。3番の東町団地跡地の分譲に係る問題について質問いたします。

私は東町団地跡地の活用について、以前から関心を持っていました。第1回目の入札が成立しなかった時点で業者の意見を聞いてみましたが、執行部の分析と同じようなものでした。入札に参加されなかった理由の一番は土地の価格です。そのほかに開発行為申請の手続や2メートル下の197本の杭、売れ残った土地の管理費、必ず1か所、2か所は売れ残る、そこにうまい利益があるという課題もあります。前回の入札では坪単価28千円の予定でしたが、その根拠を話していただきましたけど、もう少し詳しく、併せて売却条件を聞かせてください。評価額は幾らになっておるか、そこも含めてよろしければお願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

ただいまの議員さんの質問にお答えしたいと思います。

東町団地跡地の売払いの予定価格につきましては、適正価格となるよう、先ほども回答しましたとおり、不動産鑑定評価額を基準にしながら、土地の価格変動率を考慮しながら予定価格を設定しているところでございます。今回、鑑定評価額に当たりましては56,500千円、これは平成29年に行った鑑定評価でありますので、それから価格変動、地価が下がっている分がありますので、それを考慮して価格を決定しております。それを差し引いた額が前回売り出した価格55,487千円ということで、若干鑑定評価額から少し下がった額で予定価格を設定して売却を進めたところであります。

また、売払いの条件でありますけれども、複数区画分譲し、居住用として売却できる方という条件を付して売却、売払いの手続を進めてきたところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

分かりました。3度目の入札を行うのであれば、売れるための対策を十分考慮した上で行っていただきたいと思います。

現在、国全体がコロナによって将来の生活設計に不安が生じています。住宅業界においても、住宅契約が慎重になっていると聞いています。それだけでなく、前回より土地の価格を下げないと業者の入札参加は厳しいと思われませんが、これ以上の値下げが可能かどうか、お尋ねいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

ただいまの質問にお答えします。

市有地の売払いに当たりましては適正価格で売り払うということが原則でございます。値下げに関しましては、予定価格を下回るための条件があるのかどうか。それとも、値下げした場合に地価の相場を崩すことにならないかということが懸念されますので、そういったことを十分考慮すべきところもありますので、簡単には下げることは難しいのかなと思います。

けれども、そこら辺を研究してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

1度目が46千円で、2度目が26千円、坪ですね。26千円という数字は、そんなに安い額じゃ——安いとは思いますが。しかしながら、市民の大切な財産ですから、あまりにも安く売却して市に損害を与えることはできません。市民の土地でございます。東町団地跡地は売払いの物件調書にも書いてあるとおり、学校、JR駅が近いし、病院、スーパーも歩いていける距離にあり、道の駅、高速のインターも近いところにあります。住宅としては悪くないところどころか、私としては最高の場所と考えます。たたき売るような場所ではないし、財産処分ではいけないと思います。いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

ただいまの御質問にお答えします。

この土地につきましては、更地となる前、以前は市営住宅として活用されてきたところでございます。当然、住宅があったというところの立地条件もあります。市としましても、分譲に適した場所ということで認識をしながら、この間、売払いを進めてきたところでございますので、今後も分譲地として重要なところであるというふうな認識は持っているところでございます。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

確かに私も分譲宅地としては非常にいいところだと思います。本当に有効活用できる土地だと思っております。有効活用できる土地を、なぜ有効活用されないのか。知恵と汗を出して、みやま市のために有効活用していただきたい。定住化対策として民間事業者ではなく、市が分譲することでの定住促進事業を推進すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

吉開契約検査課長。

○契約検査課長（吉開 勝君）

ただいまの御質問にお答えします。

東町団地跡地の活用にあたりましては、市長が先ほど回答しましたとおり、他の自治体の実績などを十分研究しながら、今後、売払いを進めてまいりたいというふうに思っておりますので、どうか御理解をお願いしたいというふうに思います。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

坪26千円、これ以上安くは、とても売れるような額にはならないと思っています。もし、市がやるとすれば、公共事業になりますから整備費は高くつくかもしれません。しかしながら、今回の場合、土地の購入が必要ないわけです。利益を出す必要もございません。市が分譲した場合には、ほかにも大きなメリットがあります。さっき申しました福井県の若狭町ですが、平成17年に2町が合併して人口1万5,000人の農業の町です。福井まで電車で90分、京都まで電車、バスで90分、大阪まで電車、バスで120分ですから、ベッドタウンではございません。平成16年からここは宅地分譲を始めておりますが、もう5か所目です。148棟建てて、125棟が売れております。必ず、5か所ですけれども、1か所に1つは残っておるようです。最後の1つがなかなか売れないんですね。ここは町が土地を購入し、造成分譲はもちろん委託でございます。そして、総合戦略課政策推進室の取組で実費に近い金額で販売しておると。そのほかにも旧山川町でも、元教育委員会跡地を町の施策として町外者ということ、若年者という条件付で販売しましたが、その価格は造成費の実費20千円で8件に分譲しております。二十数年たった今も多く世帯で小学生から成人者まで子供たちと一緒に住んでいただいております。なぜ行政が分譲を行うのか、そのメリットは再度申し上げます。利益を出す必要がなく、購入者の手が届く価格で販売できるということです。また、安く販売できれば分譲が売れ残るリスクの回避にもなると思います。

2番目、条件をつけて住んでいただける人を選べる。旧山川町がそうでした。市外の方、若年層、子育て世帯、そこら辺ですね。

3つ目、設計建築は市内の業者を選んでいただけたら、さらに坪単価を下げるなどの工夫

があれば、さらなる経済効果が期待できます。大工さんが家を1軒建てる場合には12から13種の業者が必要です。この経済波及効果が町の活力を生みます。ここにはぜひ力を入れていただきたい。特にコロナで経済が落ち込んでいるときですから、市民と一緒に街の経済振興を図っていただきたいと思います。

坪単価を安くすることで条件をつけることができ、より大きな財政効果と経済効果が期待できます。物を売る仕事はそう簡単ではありませんが、行政は特にそういうことに慣れております。手もかかりますが、市が行う分譲にはそれだけの効果があると思います。いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんの御質問にお答えします。

分譲地としての有効活用が最適であるという部分をしっかり考えながら、ほかの自治体等の手法もしっかり研究をさせていただき、売却に向けた取組を進めてまいりたいと思いますので、その辺また御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

第2期の創生総合戦略、この中の74ページに、市の未利用地を活用した魅力ある住宅建設を促進しますと約束してありますが、たくさんある未利用地の活用方法の中の一つの分譲宅地モデルとして取り組んでいただくわけにはいかないかと思います。福井県の若狭町のように5か所もやれということではなくて、まずモデル的に1か所分譲をやってみてはいかがかということですか。どうですか。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

古賀議員さんの質問にお答えしますが、今おっしゃった部分も含めて研究をさせていただきたいと思います。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

市で分譲することがやはりそんなに難しいことなんですね。

これは私の気持ちなんですが、市の条件を全てクリアした場合には、分譲は無料ぐらいの気持ちで市の施策を打ち出せば、マスコミが取り上げてくれます。宣伝情報の発信の手助けになり、お客様には喜んでいただき、何よりも販売が楽になると思います。損して得取れということわざもありますが、昔は行政に経営という言葉はありませんでした。しかし、交付税や補助金の減額、また、人が住むところを選ぶ時代になっており、経営感覚を持った行政の運営が必要かと思えます。市外から移住者の期待に応えられるような分譲と、より大きな財政効果、経済効果を生む定住促進事業ができることを望み、1問目の質問を終わります。よろしく願いしておきます。

○議長（荒巻隆伸君）

2問目どうぞ。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）（登壇）

2問目、水防活動及び防災対策の強化について、さっき吉原議員からも出ておりましたけれども、近年は線状降水帯の発生により記録的な豪雨、台風の大雨に地震など、想定外の災害が発生し、各地に甚大な被害をもたらしている。みやま市においても、7月6日と7日の大雨により、人命さえ奪われなかったものの市内各所で多くの被害をもたらした。特に今年はコロナで水害から住民の生命、安全を守る対策は大変でした。行政も消防も夜通しの対応とその後も休日返上での作業、また、夜遅くまでの仕事は大変お疲れさまでした。

今回のような異常気象による大水害は、いつ、どこで起きるか分かりません。突然やってくる災害に事前の準備がいかに大切か、平時の備蓄体制や治水対策及び毎年更新される記録的な大雨に対し、市の水防活動及び防災体制の見直しや強化について市の考えを問います。

まず、事項1、7月に発生した大雨による被害について、市の被害状況とその対応についてお聞きし、今後の対応策もお伺いしたいと思います。

2番、河川の排水対策について。南校区や大廣園、海津一帯、多くの被害が毎年出ています。飯江川や大根川周辺の洪水防止策として、連携した市全体の治水対策として、排水ポンプの適切な活用が大事であると考えております。再発防止のための市の対策についてお聞き

します。

3番、自主防災組織の活用について。今回のような大雨が発生すると、行政や消防だけでは到底対応できない状態となります。そのため、地域住民による自主防災組織の組織強化が必要と考えています。住民の防災意識の向上や自主防災組織づくりについて、市の考えを聞かせてください。また、被害拡大を防ぐ早期対応のため、地域に配備する水防倉庫や防災物資の充実が必要と思われるが、その考えも聞かせてください。

以上です。

○議長（荒巻隆伸君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）（登壇）

続きまして、水防活動及び防災対策の強化についての御質問にお答えをいたします。

本年7月の豪雨では、7月5日の夕方から7月7日の夜遅くまでの間に、瀬高町上庄で約440ミリ、高田町舞鶴では約650ミリの雨を観測しており、市内でも特に南部の山間部に多くの雨が降っております。本市にとりましては、4年連続となる大雨特別警報が発表される事態となり、土砂災害や河川氾濫のおそれが非常に高まったために、市内全域に避難指示を発令するに至っております。

まず1点目の7月の大雨による市の被害状況についてでございますが、県に報告している主な被害は、人的被害では軽症者が1名、住家被害は半壊が2棟、一部損壊が10棟、床上浸水が8棟、床下浸水が71棟でございます。泰仙寺、河内、太神、海津地区に被害が多く見られております。

住家の被害につきましては、罹災証明書の発行が終了しており、災害見舞金の支払いを開始しているところでございます。

また、道路損壊にあつては153か所、橋梁の損壊が2か所、河川の施設損壊が12か所、内水氾濫が6か所、崖崩れが72か所となっております。

市が維持管理している認定道路、農道、河川、水路等の災害復旧につきましては、可能な限り、公共土木施設災害復旧事業や農業用施設災害復旧事業といった国庫補助事業等を活用し、復旧してまいりたいと考えております。

また、補助事業に該当しない箇所につきましては、市単独災害復旧事業で対応してまいります。

なお、予算につきましては、今回の補正予算に計上させていただいているところでございます。

農作物等の被害状況といたしましては、冠水による水稲及び園芸作物の被害に加え、山間地における果樹地の崩落や園内道路の崩壊が59件報告されており、近年にはない大規模な農地災害となりました。

農地の復旧につきましては、報告があった総数約160件の現地調査を8月末までに終了いたしており、国庫補助事業であります農地災害復旧事業に加え、基準以下の小規模なものを対象に、市単独の補助金制度を新設し、事業費の3分の2を助成することにいたしております。

さらには、被災した園内道路の復旧に対し、生コンクリートや砕石等を直接支給する制度を設け、早急に農地の復旧ができるように取り組んでまいります。

次に、2点目の河川の排水対策についてでございますが、今回の7月豪雨により、瀬高町や高田町の下流域を中心に、冠水被害が多数発生しております。議員御指摘の飯江川、大根川周辺の洪水防止策といたしましては、河川整備などのハード対策と流域の水利関係者との意見交換などのソフト対策を並行して進めていくことが重要であると考えております。

まず、ハード対策といたしましては、県を事業主体とする大根川河川改修事業が、大根川下流側の飯江川合流点から大根川橋までの3.8キロメートルの区間で計画されております。現在、瀬高町太神と高田町海津の境にあります筑切橋まで工事が完了しております。完了にはまだ一定の期間が必要になりますが、できる限り早期に工事を進めていただくように働きかけを行ってまいります。

もう一つの効果的な対策として、河川に土砂が流入し堆積しているものを除去することがございます。河床のしゅんせつにより、現施設における流量を確保することも冠水の軽減につながる重要な対策でございますので、河川改修事業と併せて、管理者である県や関係機関に要望してまいります。

次に、ソフト対策といたしまして、河川流域の水利関係者との意見交換を行い、排水機場の運用方法や課題などについて、情報を共有していくことも必要であると考えております。大根川関連では、流域による関係4地区の水利委員会を年2回開催しておりますので、次の会議において議題に取り入れ、協議を予定しているところでございます。

市といたしましては、慢性化している冠水被害の軽減に向け、様々な対策を講じてまいり

たいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

次に、3点目の自主防災組織の活用についてでございます。

近年は、気候変動の影響等により、想定をはるかに上回る大規模な災害が発生しており、このような災害時の行政の対応には限界がございます。そのため、被害の拡大を防ぐには、自分の身を自分で守る自助とともに、地域の人々が互いに協力し合いながら、防災活動に取り組む共助が重要であり、その中核となるものが自主防災組織であると考えております。

本市におきましては、平成23年度から行政区を単位とした自主防災組織の設立を推進しており、現在62団体に設立をいただいております。

しかし、近年では避難訓練や学習会など、継続的な取組を行っている組織がある一方、活動が停滞しているところもあり、組織によって活動に温度差があることも認識しているところであります。

そこで、本年度から、県が実施します防災士の養成研修を活用し、自主防災組織におけるリーダーとして防災士を育成することで、さらなる地域防災力の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

また、災害時の被害軽減には、地域に根差した消防団が大きな力となっております。消防団には消防活動に必要な資機材が配備され、土のうやブルーシートなどの水防資機材につきましても、水防倉庫や分団格納庫にある程度確保いたしております。

自主防災組織や行政区におかれましては、消防団と連携しながら、地域住民の安全確保と被害の軽減に努めていただければと考えております。

なお、自主防災組織の活動に必要な資機材につきましては、設立時に上限200千円の補助制度を設けております。また、緊急時の対応に必要な土のうなどの資材につきましては、消防署、消防団と協議をさせていただき、事前に支給できるような対応策を今後検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

まず、水防とは何か、また、水防活動についての説明を求めます。

○議長（荒巻隆伸君）

椛嶋総務課長。

○総務課長（梶嶋晋治君）

古賀議員さんの御質問にお答えいたします。

水防とはということでございますけれども、洪水、それから津波、高潮、あらゆる水害に備えて対応することだと考えております。

また、水防活動につきましては、それらの水害を未然に防ぐために消防団、水防団、水防団を核といたしまして地域住民と連携して取り組む活動だと考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

今回の大雨で、大根川の河原内から清水辺の左岸側と、飯江川の大根川の合流地点、大根川排水機場付近、飯江川の右岸と左岸で堤防を越水しておりますが、当時どういう措置を講じられたのか、お伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

宮本消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮本一久君）

私のほうからお答えさせていただきます。

議員お尋ねの大根川沿いの飯江川沿い、各河川につきましては、各管轄の消防団において巡視をしていただいております。当日、消防団等で確認をしていただいたところ、越水しており、土のう積み等では対応できないというような報告を受けております。それを受けまして、消防団本部より、住民の皆様等の避難誘導に当たるように指示をしておるところでございます。

また、併せて同時期に全域において各分団で管轄内を巡視するよう指示をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

越水してからはとても飯江川は手のつけようがなかったのかと思います。ですから、水防

活動とは河川が増水した場合、堤防の状態を見回り、危険なところには土のうを積んで堤防を守り、被害を未然に防止するということが私のパソコンでは出てまいります。河川の中で、どこが越水するのか、その場所は山川なら私でも大体分かります。大根川のどこが、毎年同じようなところというか、経験上ですね。今回は雨が小康状態になったからよかったです、堤防の上に土のうを積む必要はなかったのか、越水した場合には外側の土手が崩壊していくわけですね。だから、越水した時点で土のうを積む必要はなかったのか、お伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

宮本消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮本一久君）

先ほどの古賀議員の御質問でございますが、越水等がしておる状況であれば、やはり土のうを積むというより、未然に、事前に積んでおく必要もあるかと考えております。

ただ、河川等から越水が、地形等によりそういった理由により部分的な場合は土のう積み等の工法等を実施しますが、越水が広範囲にわたるような場合については、その規模、川の状況次第では積み土のう、またはシート張り工法、水防工法等は実施せず、付近の皆様には、先ほど申しましたとおり、避難誘導を実施するよう消防団として活動しております。

また、仮にそういったのり面等が崩壊するおそれもございますので、実際崩壊した場合は川の水が勢いよく流れ込むこととなります。やはり人命を考えまして、最優先として、そういった場合はそういった工法を用いず、消防団としては避難誘導、常備消防としても同じように活動と呼びかけていくこととしております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

大根川の排水機場の左岸側で越水した水によって民家のブロック塀が倒れております。もちろん避難はしてありますけれども、今後、これが続くことになれば、そこには住めないという感覚もその方は持っておられます。家の上流と下流に橋があつて、被害者の自宅前付近の堤防が一番低くなっております。川の水の増水に危険を察知して避難されましたけれども、対岸の排水機場では飯江川の越水が始まっても、排水機場の役員さんは皆さんの家と農地を守る責任があるとして、まだ待機してありました。孤立化するおそれがあるとして、パト

カーが来て避難命令を出したそうです。そんなに大根川制水門は地域の生命と財産を守るために設置されていますが、そこを冠水させるようでは安心・安全なまちづくりができないと思っております。大根川排水機場付近の飯江川の右岸と左岸の越水について、今後の対応策をお伺いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

まず、市長の答弁でもございましたように、河川整備でございますとか、あるいは河川のしゅんせつでございますとか、そういうふうなハード対策事業につきまして、ここにつきましては、飯江川も大根川につきましても、県の管理でございます。したがって、できるだけ早期にそういうふうな対策をいただくように要望を重ねてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

その要望の中に排水機場付近の堤防のかさ上げというのは含まれますか。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

要望の際に、かさ上げ等も議員さんであるとか、あるいは地域の方たちからそういうふうな要望も上がっておりますということを申し添えたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

あそこの地形的に、もうかさ上げしか排水機場を守る手だてはないと思っております。それだけ重要な飯江川の逆流を防ぐ制水門とポンプアップして水を排出する排水機場があるわ

けですから、そして、現地の方はもう水が越水して周りが帰られなくなるまでまだいていただいたわけですね、どげんかせにやいかんと。しかしながら、警察官、職務執行法第5条、危険な場合の避難命令が出せるわけです、警察としてはですね。それによって待機させられたと。そんなに大切な排水機場ですので、要望書の中には、もう堤防のかさ上げをぜひ入れていただきたい、そういうふうに考えますが、よろしいですか。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

市としましては、河川の改修、あるいは整備の要望という形になると思います。先ほども言いましたように、こういうふうな要望も上がっておるところで添付させていただきたいというふうに思っておりますけれども、最終的には県のほうの管理になっておりまして、今、県のほうが大幅な改修工事の計画をされているところでございますので、あとは県と十分協議を行っていききたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

排水機場はどれくらいの雨を想定してあったのか分かりませんが、低い位置に造ってあるわけですよ。もちろん、堤防よりも低いです。ですから、想定外の大雨が今ではいつ降るか分からないような状況になっていますので、これについてはぜひ南瀬高とか小川、海津一帯を守る施設でございますので、強い要望をしていただきたいと思います。

それから、太神保育園付近でタクシー2台が水没、竹井保育園下の道路で車3台が水没しております。私が知っている限り、5台の車が廃車となっております。けがはなかったですね。

河川の氾濫や道路の冠水の巡視、堤防の状態の見回り、危険箇所には土のうを積み、被害を未然に防止、繰り返しになりますが、軽減するなどの水防活動は現状の体制でいいのか。本当に見回ってあったのか、そこら辺、今後の対応も含めてお聞かせください。

○議長（荒巻隆伸君）

宮本消防本部総務課長。

○消防本部総務課長（宮本一久君）

私のほうからお答えさせていただきます。

消防団と言いましたが、水防団のほうも兼ねておりますので、そういった取組として私のほうで回答させていただきます。

まず、河川の氾濫や冠水巡視、堤防等の見回りにつきましては、現状、全般的には水防団、消防団のほうで実施をしていただいております。もちろん、それぞれ管理されてある団体、もしくは市のほうでも実施されておるかと思っております。

また、危険箇所には土のう積み、被害防止、そういったところの水防活動につきましては、これまでも地元消防団で把握しているような場所であれば、前もって、早い段階で積み土のうを実施しているところもございます。

次に、今後の体制ということでございますが、消防団の組織につきましては、以前、全員協議会等で御説明をさせていただきましたが、消防団の組織再編を今後検討しております。その中で、やはり昼間の消防団員の確保、こういった風水害等、大規模災害での対応ということを考えておく必要が今後なってくるかと思っております。現在、消防団の制度としまして、基本団員のほか機能別消防団員制度というものがございます。こういったものを導入しまして、そういった災害に出動していただく消防団員、また、機能別消防団を創設いたしまして、対応強化を図っていただければと考えております。

ただ、やはりいざこういった災害等が全域で発生しますと、なかなかその被害規模は多岐にわたり、消防署、消防団では対応が困難な場合も出てまいりますので、やはり自助、共助、こういったところを併せてお願いし、避難行動を早めにしていただくよう、お願いしていただく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

いち早い情報の収集や現場対応をよろしくお願ひしたいと思います。尾野の信号から野町のお宮からJ A山川までは警察が道路封鎖してありました。ほかのところについても、太神保育園や竹井保育園の下、あそこら辺がつかった場合、早急な道路封鎖などをしていただければ、こういう不幸な事故はなかったと思います。

3番の河川の排水対策について。ハード事業とソフト事業に分けて説明いただきましたが、河川の拡張、しゅんせつ計画はまだ先のことでありますので、ソフト事業から先に入らせていただきます。

今回の大雨に限らず、矢部川の水位が上昇すれば、飯江川は逆流を起こし、飯江川の水位が上昇すれば大根川に逆流し、家屋や農作物に被害をもたらしてきました。大根川の制水門では飯江川の逆流を防ぐために水門を閉鎖して排水ポンプをフル稼働させますが、フル稼働させても1秒間に10トンですから、最近の雨のようには対応できません。矢部川や飯江川の水かさが氾濫危険水位を超えた場合は、決壊を防ぐために国土交通省から大根川の排水ポンプの閉鎖指示が出ます。ですから、排水ポンプの増設は必要ですが、排水ポンプだけは水害の解決にはなりません。毎年その繰り返しで南校区、大廣園、海津一带の家屋や農作物に被害が出て苦しめてきました。最近5年間の7月の降水量は291、394、377、459、442と200台、300台、400台、年々と上がってきています。さらに今年7月の豪雨では2日間で、さっき総務課長が話しておりましたように、500から600を越す雨が降っております。これだけの雨が降って被害がこれぐらいで済んだのは関係者の皆様の努力と思っています。

年を追うごとに降水量が増えており、予想もしないゲリラ豪雨降水量は昔とは違うことを認識した上で地域住民の生命と安全、家と農地、地域全体をどう守るかの協議が必要です。柳川市は平成24年から大雨になりそうなときは住民の理解と協力が得られるところから、掘割の水を先行排水することにより家屋や農地を水害から守り、成果を上げています。堀切や泰仙寺でも既に先行排水が行われておりますが、高田井堰の下ですので、飯江川に直接ここは流せるから先行排水ができるかと思えます。最近では被害を最小限に抑えるためにダムも事前放水して大雨に備えていますが、ダムと同じような先行排水という手法をどのように評価されているか、お聞きします。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えいたします。

流域間の調整がまず必要だというふうに思っております。それから、皆様方の理解、協力が得られれば、先行排水は冠水軽減対策としては効果的であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

毎年4地区の水利委員会があつておりますけれども、この中で治水対策の説明や柳川や掘割、泰仙寺の先行排水の実情も含めて、今後の地域全体の治水方法の協議をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（荒巻隆伸君）

城戸建設課長。

○建設課長（城戸邦宏君）

お答えさせていただきます。

排水機場の操作人の方々につきましては、大雨警報が発令される、それから、水位が上がるたびに昼夜問わず排水機場に配置をいただきまして、適切な運転管理に努めていただいているところでございます。本当に頭が下がる思いでございます。通常は、先ほど議員さんもおっしゃいましたように、飯江川の水位が低く、そして、大根川の水位が高い場合、こういった場合には自然排水が効果的でございますので、それで進めていただくわけなんですけれども、本川である飯江川のほうが水位が上昇してきて、大根川と同じぐらいになる、あるいは大根川を越すような予想がされるという場合には、ゲートを閉めまして、ポンプを運転して強制排水に至るところでございます。そうなってくると、これも先ほど議員さんもおっしゃいましたように、雨の降り方が今非常に変わってきておりまして、相当なボリュームが流れ込んでくるというところで、大根川の越水につながるということでございます。その越水が流域間の中でも、ちょっと認識の差はございまして、まず、本当にポンプが運転されているのかということを上流側のほうから市に問合せがあったり、あるいは操作人さんに直接電話がございまして、トラブルになるケースがございまして、そういうことがないように、先ほど言われました4地区水利組合におきまして、まず、そこには流域間の区長さん、あるいは水利員さんなどが出席されておりますので、お互いがこのような問題点、課題があるということをまず共通認識に立つということが重要でございます。それからその改善策を見いだすための協議につながればというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒巻隆伸君）

7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

分かりました。まだゲートの電動と手動の関係の質問が残ってございましたけれども、もう時間ですかね。

○議長（荒巻隆伸君）

はい。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

これについては、じゃ、12月議会でまたやり直しますので、よろしく願いいたします。

○議長（荒巻隆伸君）

よろしいですか。7番古賀義教君。

○7番（古賀義教君）

はい。でけんでしょうもん。

○議長（荒巻隆伸君）

はい。お疲れさまでした。

それでは、以上で本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は明日9月9日となっておりますので、御承知おき願います。

午後4時00分 散会